

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に
関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成19年11月14日 諮問第37号)

[放送事業用システムの技術基準等に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(今田課長補佐、西森係長)

電話：03-5253-5786

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準
適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

「放送システムに関する技術的条件」について、情報通信審議会において審議を行い、本年10月31日に、「放送事業用システムの技術的条件」に関して一部答申を受けたので、同答申に沿って、番組素材中継用等の固定局等の技術基準等の規定の整備を行うものである。

また、放送事業者の連絡用移動無線システムの使用周波数の狭帯域化に伴う実数零点単側波帯変調方式の無線局の空中線電力の表示方法等について見直しを行ったので、所要の規定の整備を行うものである。

なお、諮問にかかる無線局と規定整備の概要は、次のとおりである。

(1) SHF帯の番組素材中継用等の固定局

3.5GHz帯の周波数を第4世代移動通信システム等の移動通信用として明け渡すため、6.5GHz帯、7.5GHz帯の周波数の電波を他の固定局と共用する番組素材中継用等の固定局の技術基準等を整備（電波法施行規則第4条の4、無線設備規則第37条の27の21第1項、同第37条の27の22第1項及び第3項、同第37条の27の23、同別表第1号、同別表第2号関係）

(2) UHF帯の放送番組中継用固定局

長距離離島向けの放送番組中継用に、放送用UHF帯の周波数の電波を地上デジタル放送と共用する放送番組中継用固定局の技術基準等を整備（電波法施行規則第4条の4第2項、無線設備規則第37条の27の21第4項、同別表第1号～第3号関係）

(3) ミリ波帯の番組素材中継用移動局

高画質、低遅延、小型軽量のHDTV用ワイヤレスカメラ等の実現のため、ミリ波帯42GHz帯、55GHz帯の番組素材中継用移動局の技術基準を整備（無線設備規則第24条第11項、第37条の27の21第2項、同別表第1号関係）

(4) 実数零点単側波帯変調方式の無線局

空中線電力の表示を平均電力とし、スプリアス発射等の規定における搬送波電力について、単側波帯変調方式に則したもの（デジタル変調と

同様に変調された搬送波)とする規定を整備(電波法施行規則第4条の4第2項、無線設備規則別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項第25号、同別表第2号関係)

(5) その他の所要の規定の整備

12. 2GHzを超え12. 75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の技術基準のうち、送信空中線の発射する電波の偏波面について、狭帯域放送衛星局の場合と広帯域放送衛星局の場合との区分を明示する。(無線設備規則第37条の27の14関係)

2 改正省令案の概要

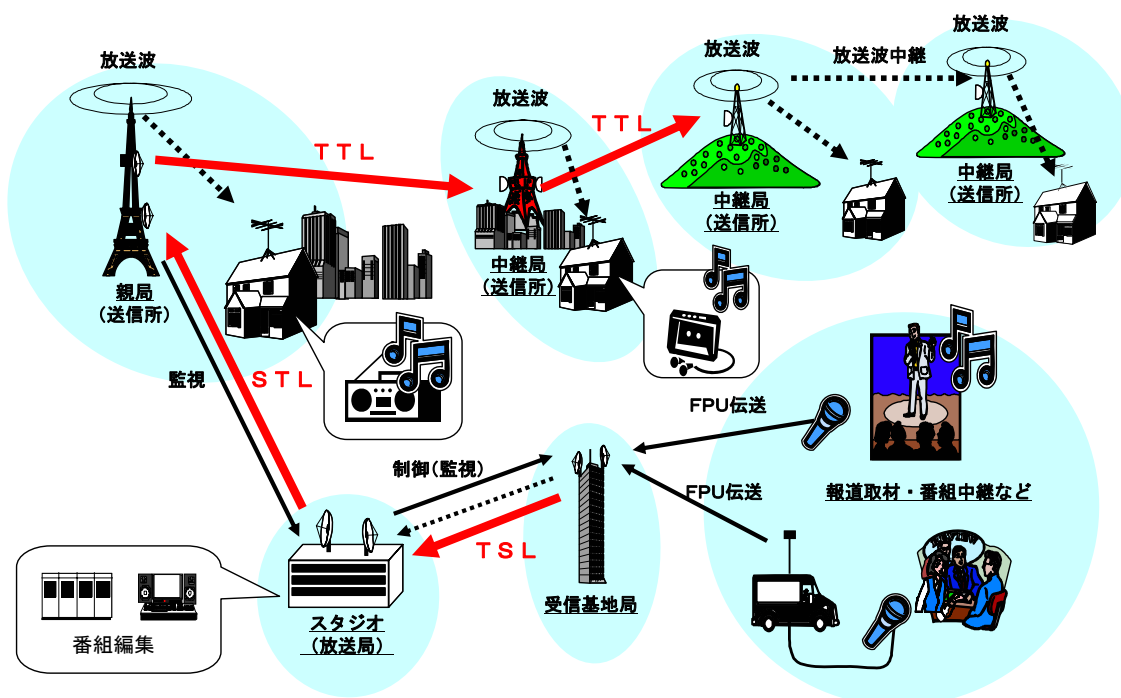
電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を別添新旧対照表のとおり改める。

3 施行期日

平成20年2月 公布・施行(予定)

次の固定無線回線を構築するための固定局

- デジタル方式音声TSL、デジタル方式映像TSL(Transmitter to Studio Link)
固定局(FPUの受信基地局)と放送局のスタジオを結び番組素材を伝送する固定無線回線
- デジタル方式音声STL(Studio to Transmitter Link) :
放送局のスタジオかと送信所を結び番組を伝送する固定無線回線
- デジタル方式音声TTL(Transmitter to Transmitter Link) :
送信所と送信所を結び番組を伝送する固定無線回線

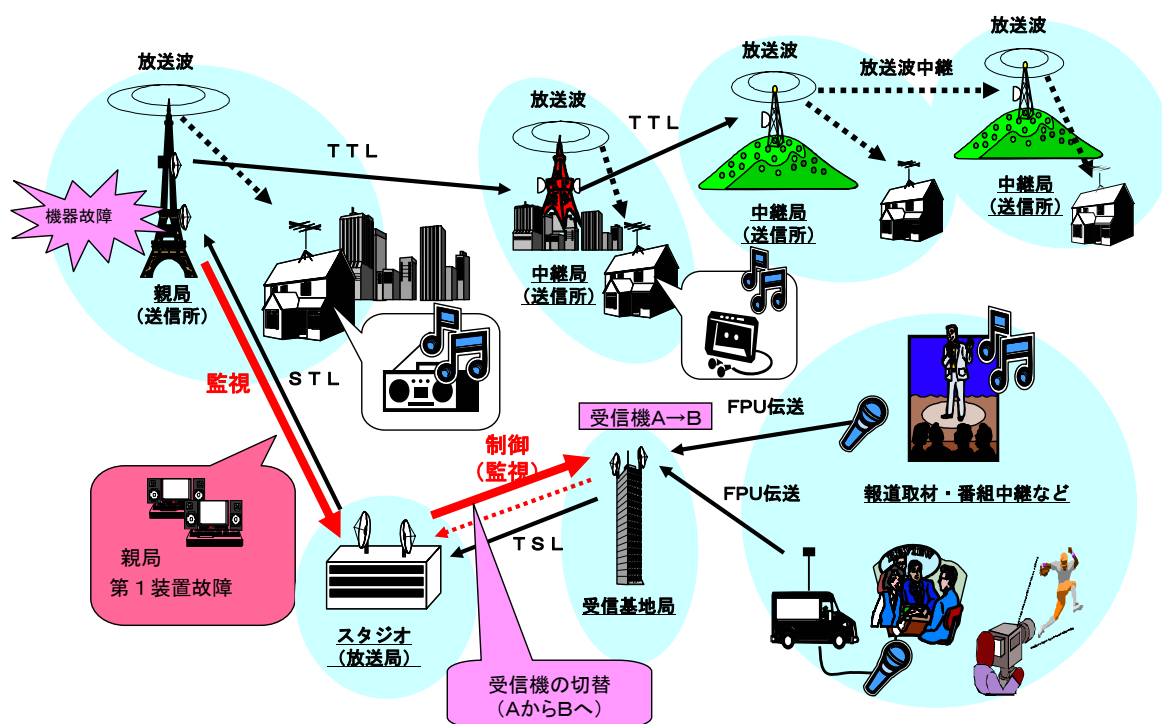


デジタル方式音声STL／TTL／TSL、デジタル方式映像TSLは、現在A帯(3.5GHz)を主に利用しているが、この周波数帯は、今後、第4世代移動通信システム等の移動通信に確保することとされており、当該システムは、他の周波数帯への移行が求められている。

このため、電気通信業務用、公共業務用等の固定局のほか、デジタル方式映像STL／TTLに使用されているM帯(6.5GHz)、N帯(7.5GHz)の周波数を共用可能とする制度整備を行うものである。

デジタル方式監視・制御用、連絡用固定局

放送局やSTL、TTL、TSLの機器の監視・制御等を行うための固定局

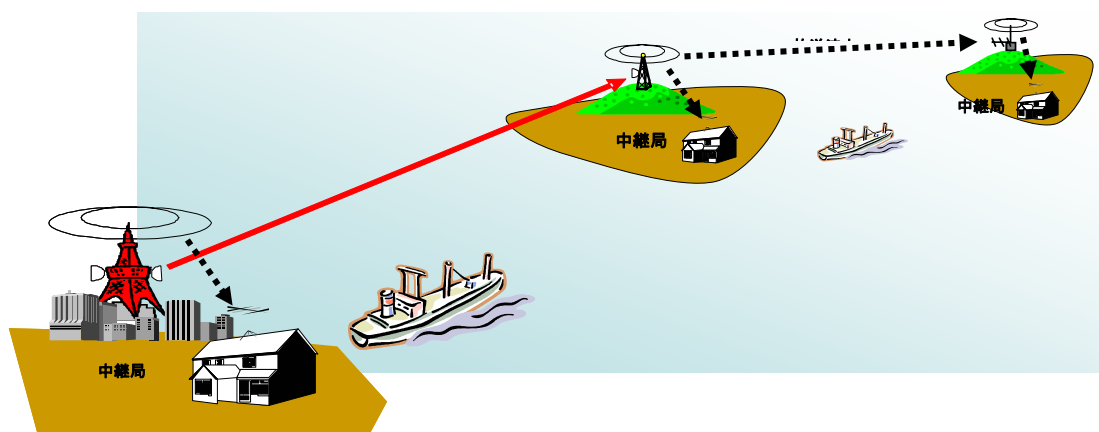


監視・制御用、連絡用固定局は、現在A帯(3.5GHz)を利用しているが、この周波数帯は、今後、第4世代移動通信システム等の移動通信用に確保することとされており、当該システムは、他の周波数帯への移行が求められている。また、近年、基地局での監視・制御項目の増大、連絡用無線の回線数増大から伝送容量増加が求められている。

このため、電気通信業務用、公共業務用等の固定局のほか、デジタル方式映像STL／TTLに使用されているM帯(6.5GHz)、N帯(7.5GHz)の周波数を共用可能とする制度整備を行うものである。

UHF帯デジタル方式放送番組中継用固定局(デジタル方式映像TTL)

地上デジタル放送用UHF帯の周波数を共用し、最大170km程度(鹿児島県中之島～奄美大島(名瀬))までの放送番組中継を実現する放送番組中継用固定局

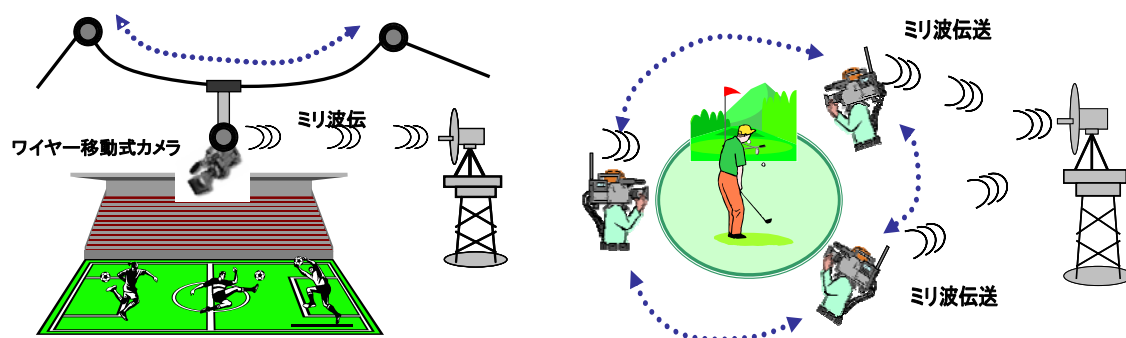


地上デジタル放送の円滑な普及のため、放送波中継や SHF 帯の放送番組中継用固定局では伝送が困難な長距離離島向けの放送番組中継用固定局が求められている。

このため、地上デジタル放送用UHF帯を共用したデジタル方式映像 TTL を利用可能とする制度整備を行うものである。

ミリ波帯デジタル方式番組素材中継用移動局(デジタル方式映像FPU)

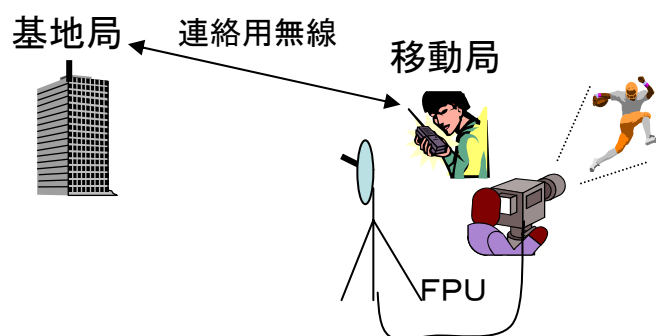
ミリ波帯(42GHz帯、55GHz帯)を使用し、高画質、低遅延、小型軽量のHDTV用ワイヤレスカメラ等の移動無線システム



広い周波数帯域を確保できるミリ波帯を利用することで、HDTV 素材を高画質かつ低遅延で伝送できるFPUシステムを実現可能とする制度整備を行うものである。

実数零点単側波帯変調方式連絡用無線局

UHF帯を使用する実数零点単側波帯変調方式の連絡用無線局



実数零点単側波帯(RZ-SSB)変調方式の空中線電力の表示について、その通常の動作状態を踏まえて尖頭電力表示を平均電力表示とする等の規定の整備を行うものである。

平成20年1月16日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年11月14日 諮問第39号)

[放送番組中継を行うUHF帯固定無線及び番組素材伝送を行う
42GHz帯移動無線の導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 放送番組中継を行う UHF 帯固定無線及び番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線の導入に伴う変更

放送事業用無線局は、スタジオと送信所や送信所間を結ぶ放送番組の伝送・中継、放送番組の取材現場からスタジオへの放送番組素材の伝送などに利用されている。

このうち、放送番組の中継（TTL）については、放送波中継やマイクロ波帯 TTL では伝送困難な長距離離島向け放送番組中継用固定局の実現が求められており、放送番組素材を伝送する移動無線（FPU）については、HDTV 化の急速な進展により、高画質、低遅延、小型軽量の HDTV ワイヤレスカメラ等により得た素材の伝送が求められている。

このような背景から、本年 5 月より情報通信審議会において、放送事業用無線システムの技術的条件について検討が行われ、本年 10 月、「放送事業用システムの技術的条件」について答申を受けた。

今般、この答申を踏まえ、放送番組中継を行う UHF 帯固定無線及び番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線の導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

（参考：システム構成例）

【変更内容】

（１）放送番組中継を行う UHF 帯固定無線

470-710MHz 帯の周波数において、固定業務（放送事業用）を追加し、必要な規定の整備を図る。

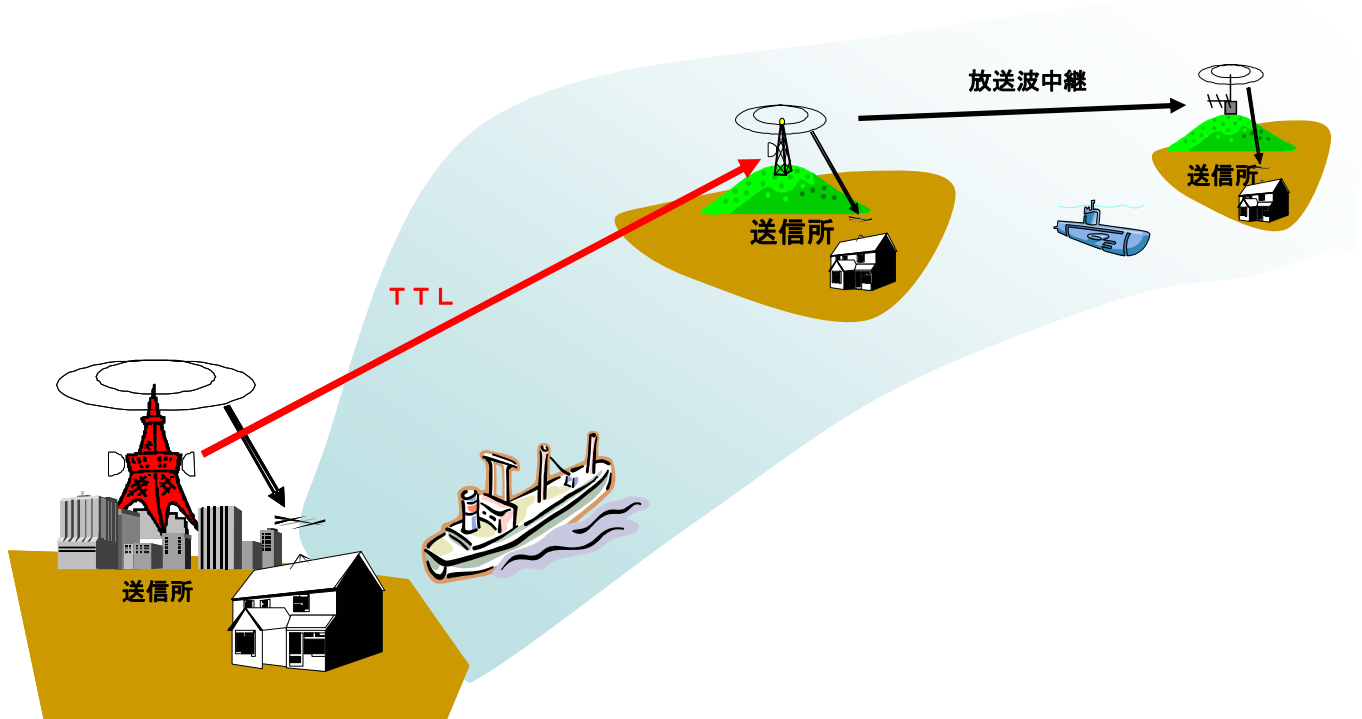
（２）番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線

41.5-42GHz 帯の周波数において、移動業務（放送事業用）を二次分配から一次分配に変更し、必要な規定の整備を図る。

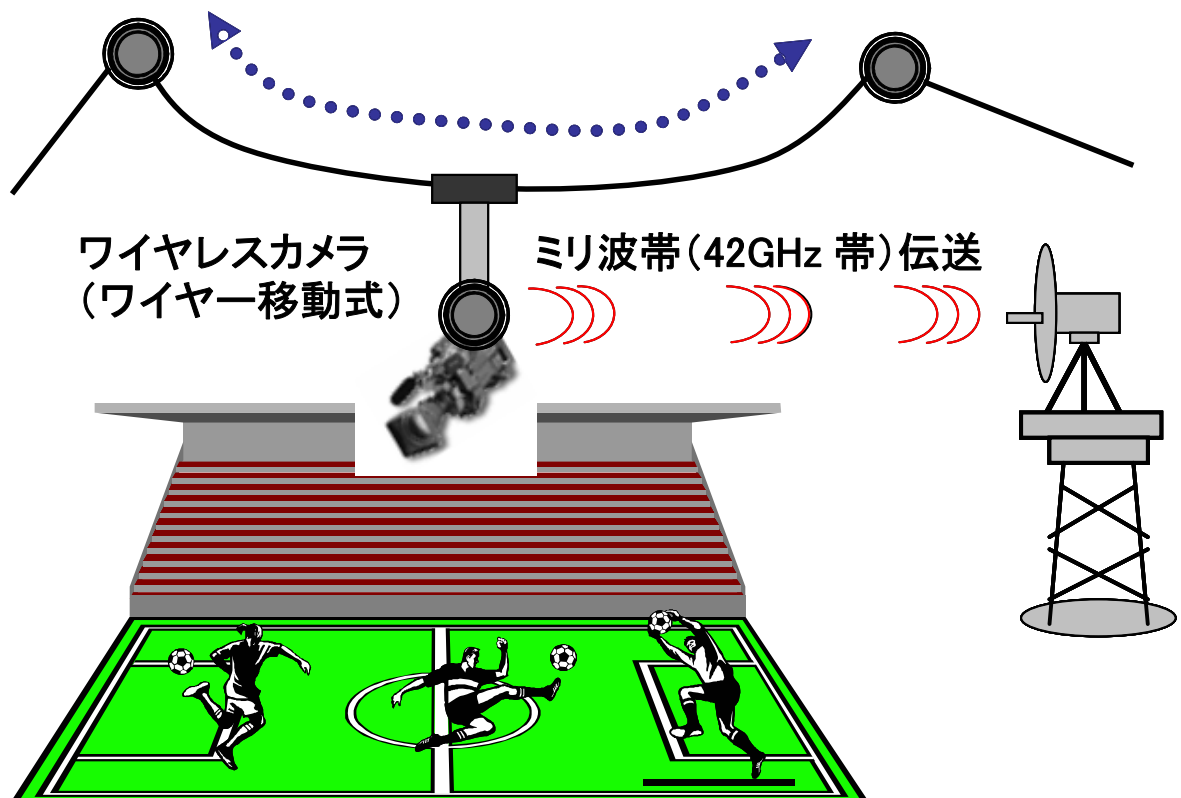
II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

放送番組中継を行う UHF 帯固定無線



番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局
免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について
（平成20年1月16日 諮問第1号）

〔放送法等の一部を改正する法律（電波法及び電気通信事業法の一部改正関係）の施行
に伴う関係省令の整備〕

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（石田課長補佐、中島係長）

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

（石谷専門職、安倍係長）

電話：03－5253－5909

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（電波法及び電気通信事業法の一部改正関係）の施行に伴い、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準その他関係省令の規定の整備を行う。

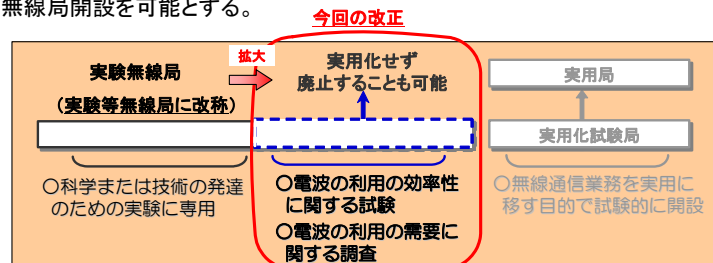
2 電波法及び電気通信事業法の一部改正の概要

電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する。

（1）実験無線局制度の拡大（実験等無線局制度の創設）

実験無線局制度を拡大し、①実現段階にある技術に係る試験（例：高層ビル付近における無線ブロードバンドの電波の到達試験）、②新サービスのニーズ調査（例：一般利用者への試験的提供やデモンストレーション）のための無線局開設を可能とする。

- 科学または技術の発達のための実験に加え、①電波の利用の効率性に関する試験、②電波の利用の需要に関する調査のための無線局開設を可能とする。



（2）無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の創設

無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設し、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進する。

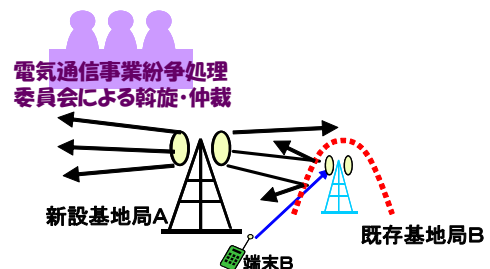
- 無線局に係る斡旋・仲裁の制度を創設し、当事者間の調整を促進。（「電気通信事業紛争処理委員会」の所掌とする。）
【想定される事例】

現行制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→Aの開設は不可、又は、A・B間で長期間かけて調整。

新制度

電気通信事業紛争処理委員会の斡旋・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→Aの開設が可能。
☆A、B共に、電波の利用が可能。

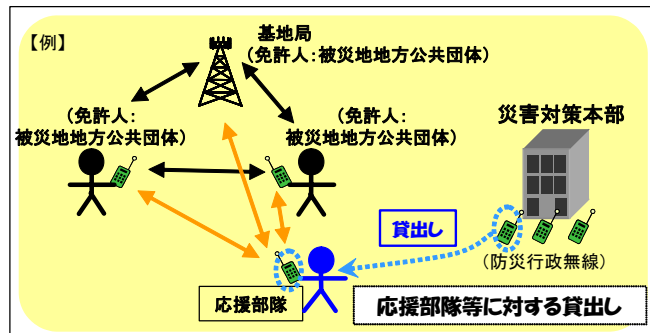


(3) 無線局の運用者の変更制度の創設（非常時の通信及び登録局を対象）

免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設し、非常時の通信のための無線設備の応援部隊等に対する貸出しや高出力のトランシーバのイベント会場、建設現場等における貸出し等を可能とする。

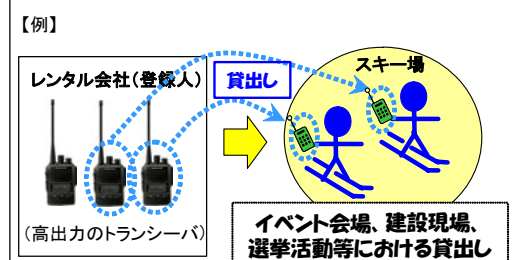
○ 特定の場合について、免許人・登録人以外の者による無線局の運用を可能とする。

① 非常時の通信の場合



② 登録制対象の無線局の場合

（簡易無線、PHS基地局（10mW以下）、5GHz帯無線アクセスシステム（FWA等）等）



(4) 電波監理審議会への諮問対象の見直し

省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から軽微事項を除き、形式的な事案等の迅速処理を図る。

3 関係省令の一部改正案の内容（点線枠内が電波監理審議会への諮問事項）

(1) 実験等無線局制度関係

① 電波法上の「実験等無線局」を次の3つに分けて規定する。

- 1) 「実験試験局」（現行の「実験局」の拡大）・・・通信をする実験等無線局
（電波法施行規則第4条第1項第22号）
- 2) 「放送試験局」のうち「放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）」を目的（*）とするもの
- 3) 「放送試験衛星局」のうち「放送試験用（実験等無線局に該当するもの。）」を目的（*）とするもの

放送をする
実験等無線局

（*）告示で規定

② 現行の「実験局」を拡大した「実験試験局」について、実験・試験・調査の遂行能力等を免許の審査事項とする。

（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準第6条第1項）

③ 周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験試験局の制度（「特定実験試験局」制度）を創設する（現行の「特定実験局」制度の拡大）。（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準第6条第2項等）

④ その他規定の整備を行う。

(2) 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度関係

① 斡旋・仲裁制度の対象となる無線局が目的としている業務を次のとおり規定する。

- 1) 電気通信業務
- 2) 放送の業務
- 3) 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 4) 電気事業に係る電気の供給の業務
- 5) 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 6) ガス事業に係るガスの供給の業務
- 7) M C A を使用する業務

(電波法施行規則第 20 条の 2)

② 斡旋・仲裁は、一方の無線局（開設予定のものを含む。）が新規開設を行う場合又は無線局に関する省令で定める事項を変更しようとする際の協議が不能又は不調のときに行うものとされているところ、当該省令で定める事項を次のとおり規定する。

- | | |
|--------------|------------|
| 1) 通信の相手方 | 7) 識別信号 |
| 2) 通信事項 | 8) 電波の型式 |
| 3) 無線設備の設置場所 | 9) 周波数 |
| 4) 無線設備 | 10) 空中線電力 |
| 5) 放送事項 | 11) 運用許容時間 |
| 6) 放送区域 | |

(電波法施行規則第 20 条の 3)

③ 無線局免許等の申請書の添付書類とされた混信防止契約の内容に関し、既に免許等を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許等の申請をしようとする場合には、その記載を省略することができることとする。

(無線局免許手続規則第 15 条第 2 項等)

④ 無線局の免許人等は、混信防止契約の締結について協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。

(無線局運用規則第 4 条の 2)

⑤ 無線局の開設等に係る斡旋・仲裁の申請手続の整備を行う。

(電気通信事業紛争処理委員会手続規則第 4 条第 2 項等)

⑥ その他規定の整備を行う。

(3) 無線局の運用者の変更制度関係

① 主任無線従事者がその職務として意見を述べる対象に、現行の免許人・登録人に加えて、登録局の運用人を規定する。(電波法施行規則第 34 条の 5 第 4 号)

- ② 免許人等の運用人に対する監督責任の内容を次のとおり規定する。
- 1) 免許状等記載事項、混信防止契約の内容、無線局の適正な運用の方法、遵守すべき法令等の事前説明義務
 - 2) 運用人が非常通信を行った場合等における運用人に対する報告義務
 - 3) 混信防止契約を締結している場合における運用人に対する適切な措置を講じさせる義務（登録局の運用者の変更制度に限る。）
 - 4) その他無線局の適正な運用の確保のための必要な措置を講じさせる義務
(電波法施行規則第 41 条の 2 等)
- ③ 無線局の運用者の変更制度に係る免許人等の事後届出事項を次のとおり規定する。
- 1) 免許人等の氏名・住所
 - 2) 免許人等以外の者に運用させた無線局の免許番号・登録番号
 - 3) 運用人の氏名・住所
 - 4) 運用人による運用の期間
 - 5) 無線設備の製造番号（包括登録の場合に限る。）
(無線局免許手続規則第 31 条の 2 等)
- ④ 電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の対象に電気通信事業者間の無線局の運用者の変更に関する契約に係る紛争を規定する。
(電気通信事業法施行規則第 54 条の 2 第 4 号)
- ⑤ その他規定の整備を行う。

4 施行期日

平成 20 年 4 月（予定）

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年1月16日 諮問第2号)

[船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された
高速救助艇への無線設備の搭載義務化に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(濱崎課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について ～船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された 高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

(1) 船舶用レーダーの性能基準の改正

我が国では、船舶の航行の安全を確保するため、船舶安全法第 2 条に基づき、一定の船舶（注）に対して船舶用レーダーの搭載が義務付けられているとともに、電波法に基づく無線設備規則においてその技術的条件が定められている。

2004 年（平成 16 年）12 月に開催された IMO（国際海事機関）の第 79 回 MSC（海上安全委員会）では船舶用レーダーの探知性能等を向上し船舶の航行安全を一層確保するため、当該レーダーの性能基準を改正する決議を採択し、2008 年（平成 20 年）7 月 1 日以降、船舶にレーダーを設置する場合及びレーダーを換装する場合に適用することとした。

我が国においても、関係規定の整備を行う必要があるため、無線設備規則の一部を改正するものである。

注：国際航海に従事する旅客船及び 300 トン以上のその他の船舶並びに国際航海に従事しない 150 トン以上の旅客船及び 300 トン以上のその他の船舶

(2) 船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化

2006 年（平成 18 年）12 月の IMO 第 82 回 MSC では、船舶に積載された高速救助艇の艀装品の一つに、防水性があり、かつ、ハンズフリーで利用できる国際 VHF の周波数を具備した無線設備の機器の搭載を義務付ける決議を採択した。当該機器は 2008 年（平成 20 年）7 月 1 日以降に建造された船舶に積載される高速救助艇及び同年 6 月 30 日以前に建造された船舶に積載された高速救助艇を換装する場合に当該救助艇への搭載が義務付けられる。

我が国においても、関係規定の整備を行う必要があるため、電波法施行規則の一部を改正するものである。

2 改正概要

- (1) 船舶安全法第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を改正するとともに経過措置を設ける（無線設備規則第 48 条関係）。
- (2) 高速救助艇に搭載する無線設備の機器を規定するとともに経過措置を設ける（電波法施行規則第 28 条関係）。

3 施行期日

平成 20 年 7 月 1 日

船舶用レーダーの性能基準の改正概要

船舶用レーダーが義務づけられた船舶の概要

- ・対象船舶: 国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶、国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶
- ・レーダーを設置した無線局数は平成19年11月末現在 47,535局、うち今回の改正対象無線局数は、3,591局

船舶用レーダーの探知性能の向上、レーダー周辺機器(AIS等)とのインターフェイス機能による情報の共有が必要
船舶の航行安全のためレーダーの性能基準の改正が必要

改正の概要

IMO(国際海事機関)のMSC(海上安全委員会)において船舶用レーダーの性能基準を改正(平成16年12月)

* IMO: International Maritime Organization

MSC: Maritime Safety Committee

主な改正点

○探知性能の向上

航路用ブイなど、より詳細物標の探知性能を規定

○レーダー周辺機器(船舶自動識別装置、航海用電子海図など)とのインターフェイス

機能の義務化による情報の共有化

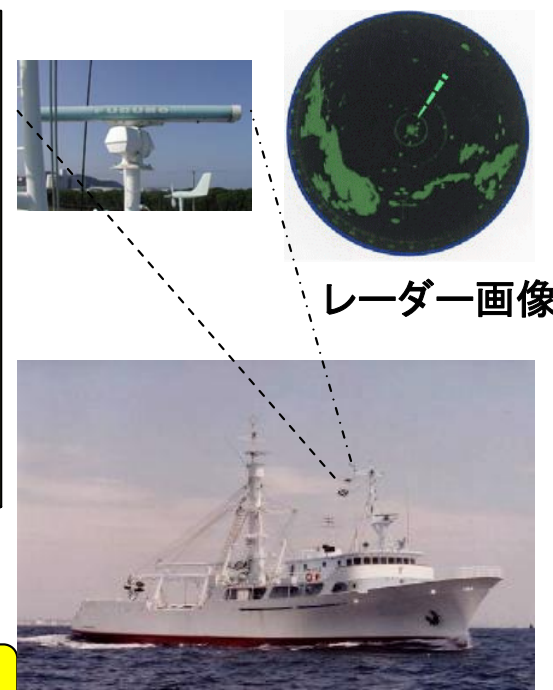
○追尾物標能力の向上(追尾数2倍以上、500トン以下にも自動追尾機能の義務化)

○共通した測定位置を設けて物標を測定

○指示器の表示画面の変更(ブラウン管から液晶表示へ)

対象条件

平成20年7月1日以降、レーダーを設置する場合、レーダーを換装する場合



レーダー画像

船舶用レーダー

高速救助艇に搭載する無線設備の機器の搭載義務化に伴う改正概要

高速救助艇の艀装品にVHF無線設備の機器を義務付け：決議MSC.218(82)

高速救助艇の艀装品に、ハンズフリーかつ防水のVHF無線設備の機器を含むものとする。

改正内容

VHF無線設備の機器の要件

- 船舶や生存艇などと緊急事態において相互に通信ができること。
- 国際VHF周波数を使用すること。
- 防水であること。
- ハンズフリーで可以使用すること。

双方向無線電話+
ハンズフリー



高速救助艇

適用内容

平成20年7月1日以降、新たに積載する高速救助艇又は当該救助艇を換装する場合に適用

平成20年1月16日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年1月16日 諮問第3号)

[放送事業用固定無線（3456-3600MHz帯）の周波数移行及び
第4世代移動通信システム等の周波数確保に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

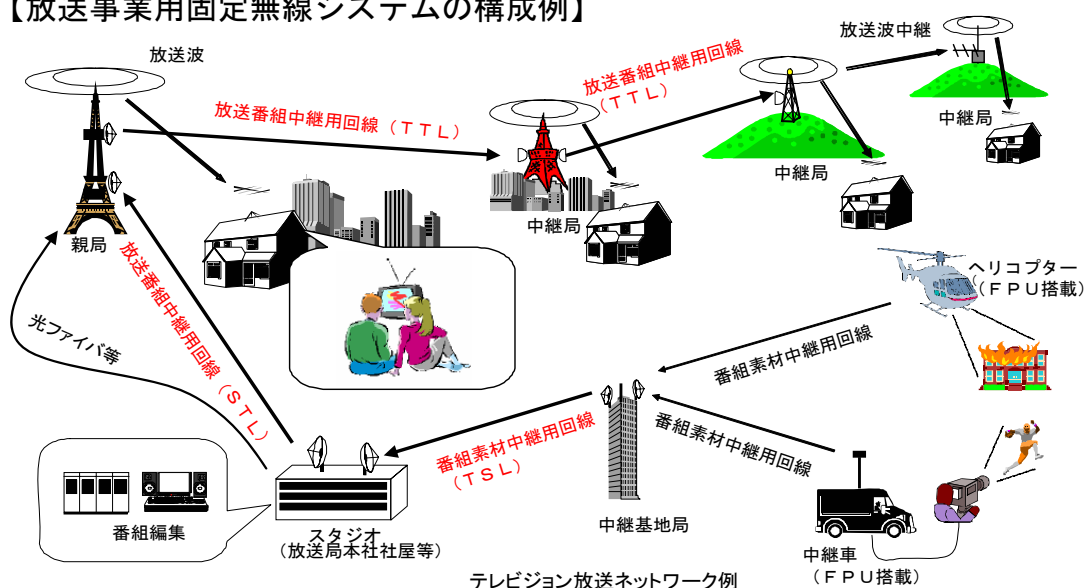
I 放送事業用固定無線（3456-3600MHz 帯）の周波数移行及び第 4 世代移动通信システム等の周波数確保に伴う変更

現在、3456-3600MHz 帯は、テレビジョン放送事業者により、スタジオから送信所（親局）及び中継局まで放送番組を伝送する固定無線（STL/TTL）並びにニュース映像等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送する固定無線（TSL）として使用されている。

平成 18 年度に実施した電波の利用状況調査の評価においては、6GHz 以下の周波数帯が第 4 世代移动通信システム等の移动通信システムに適していることから、今後の当該システム等による周波数需要に対応するため、早期に映像 STL/TTL/TSL（3456-3600MHz 帯）を他の周波数帯へ移行することを求めている。また、情報通信審議会より、映像 STL/TTL に続き、平成 19 年 10 月、映像 TSL の移行先周波数帯における技術的条件が答申されたところである。

このような状況を受け、平成 22 年以降に導入されることが期待されている第 4 世代移动通信システム等の移动通信システムの周波数を確保するため、3456-3600MHz 帯において、放送事業用の固定業務の周波数の使用期限を平成 24 年 11 月 30 日とするとともに、第 4 世代移动通信システム等の移動業務の周波数の使用可能期日を平成 22 年 1 月 1 日（当該業務のために再編を実施している 3.6GHz を超える周波数に係る使用可能期日と同一）とする周波数割当計画の一部変更を行うものである。

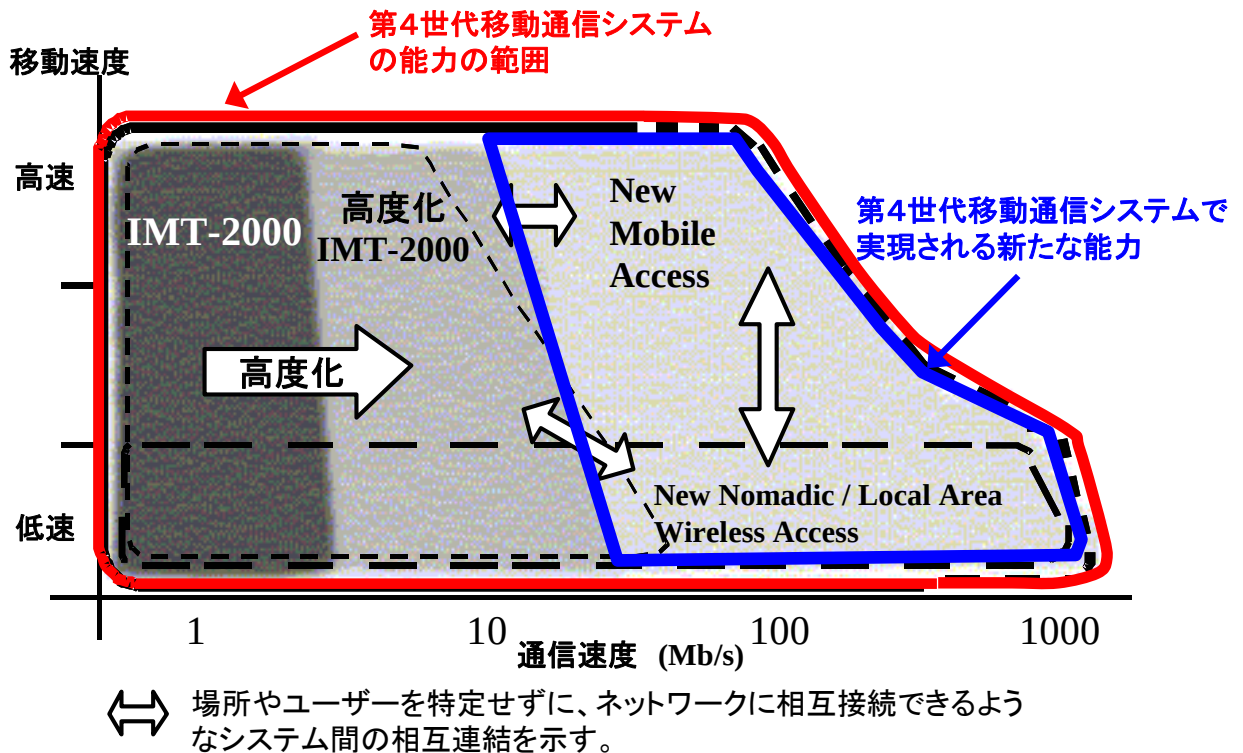
【放送事業用固定無線システムの構成例】



STL (Studio to Transmitter Link): 放送局のスタジオと送信所を結び番組を伝送する固定無線回線
TTL (Transmitter to Transmitter Link): 送信所と送信所を結び番組を伝送する固定無線回線
TSL (Transmitter to Studio Link): FPU の受信基地局と放送局のスタジオを結び番組素材を伝送する固定無線回線
FPU (Field Pick-up Unit): 取材現場と中継基地局等を結び番組素材を伝送する移動無線回線

【第4世代移動通信システム】

- ・標準化作業が進められているシステム
- ・高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsの実現を目標



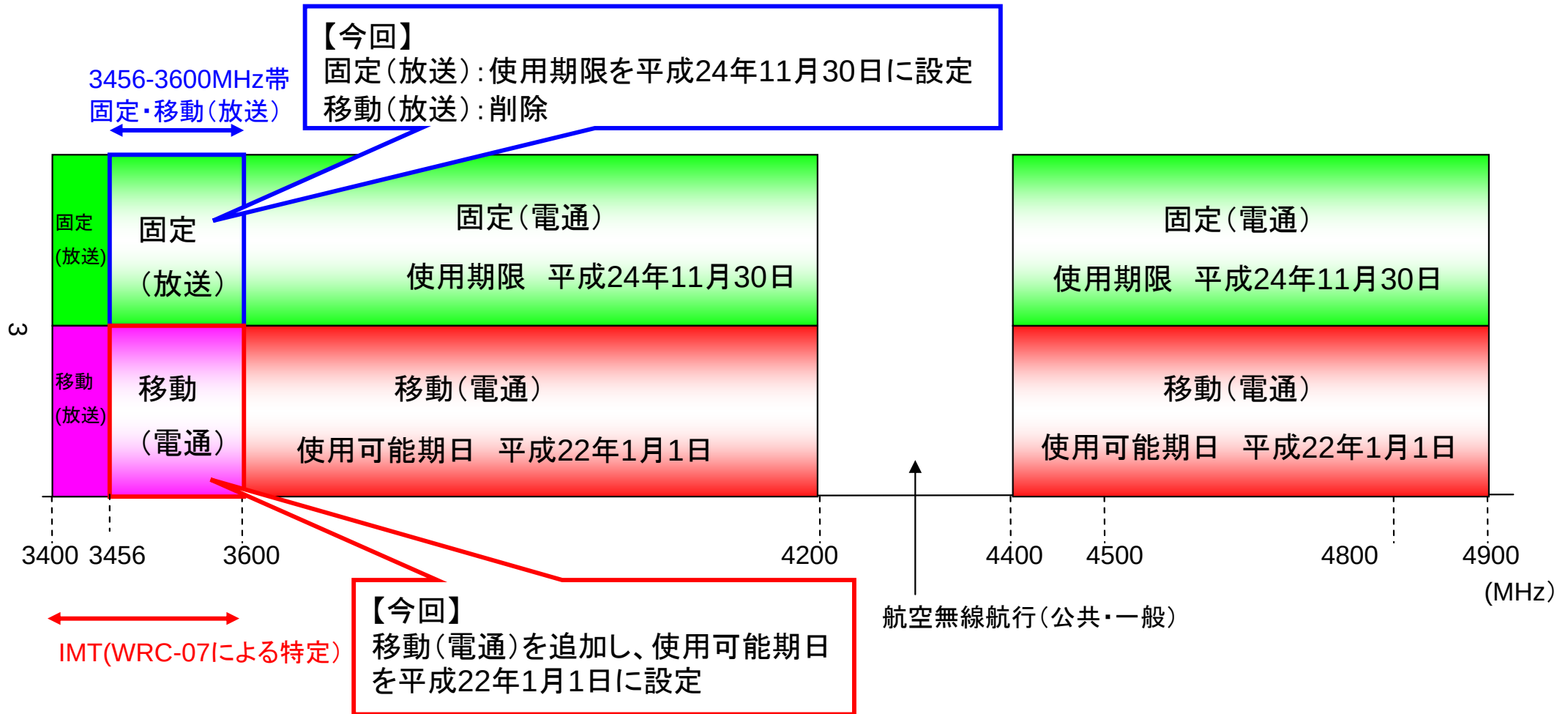
【変更内容】

3456-3600MHz 帯の周波数において、固定業務（放送事業用）について、周波数の使用期限として平成 24 年 11 月 30 日を設定するとともに、移動業務（電気通信業務用）について、周波数の使用可能期日として平成 22 年 1 月 1 日を設定し、必要な規定の整備を図る。

Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

第4世代移動通信システム等の周波数(3.4GHz以上)



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局の
包括免許について
(平成20年1月16日 諮問第4号)

ソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局の包括免許について
(平成20年1月16日 諮問第5号)

[携帯電話用小電力レピータの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

**K D D I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局の
包括免許について**
～携帯無線通信用小電力レピータの包括免許～

1 包括免許申請の概要

申請者	K D D I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	申請者は、800MHz帯及び2GHz帯の周波数を使用したCDMA2000方式による携帯電話サービスを行っているが、携帯電話用小電力レピータを設置し、屋内における携帯電話の圏外の解消を促進することにより携帯電話サービスの向上を図るために開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	1M48 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W 898.75MHzから900.25MHzまでの25kHz間隔の周波数の61波 10mW 915.75MHzから924.25MHzまでの25kHz間隔の周波数の341波 10mW 825.78MHzから829.08MHzまでの30kHz間隔の周波数の111波 10mW 1926.25MHzから1938.75MHzまでの50kHz間隔の周波数の251波 10mW 1M48 G7W 843.75MHzから845.25MHzまでの25kHz間隔の周波数の61波 0.632mW 860.75MHzから869.25MHzまでの25kHz間隔の周波数の341波 2.21mW 870.78MHzから874.08MHzまでの30kHz間隔の周波数の111波 0.949mW 2116.25MHzから2128.75MHzまでの50kHz間隔の周波数の251波 13.8mW
最大運用数	4万8,640局
運用開始予定期日	免許の日から2ヶ月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙1のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること。（電波法第 27 条の 4 第 1 号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられ、かつ、現在申請者が使用しているものであり、本件申請に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。（電波法第 27 条の 4 第 2 号）	適	次に示すとおり、特定無線局の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供する電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 1 号）	適	本件無線局は、屋内における携帯電話の圏外を解消することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 2 号）	適	別紙 2 のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に携帯電話用無線局の開設及び電気通信役務の提供の実績を有することから、本件無線局の開設についても計画を実施するに足る能力を有しているものと認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 3 号）	適	本件無線局の開設は、安価かつ迅速に屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、当該目的に照らし、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 4 号）	適	本件無線局の開設は、屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

最大運用数の妥当性

今回申請のあった包括免許の最大運用数は、以下のとおり、収容可能無線局数を下回っており、妥当であると認められる。

	収容可能無線局数 ①	申請のあった最大運用数 ②	適否 ※
北海道総合通信局管内分	15,500	1,520	適
東北総合通信局管内分	24,000	2,540	適
関東総合通信局管内分	166,500	25,280	適
信越総合通信局管内分	11,000	1,020	適
北陸総合通信局管内分	6,000	520	適
東海総合通信局管内分	41,000	5,070	適
近畿総合通信局管内分	50,500	8,390	適
中国総合通信局管内分	23,500	2,040	適
四国総合通信局管内分	8,000	520	適
九州総合通信局管内分	38,500	1,520	適
沖縄総合通信事務所管内分	2,350	220	適
全国合計	386,850	48,640	適

※ 判定基準：①>②であること。

ソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局の包括免許について ～携帯無線通信用小電力レピータの包括免許～

1 包括免許申請の概要

申請者	ソフトバンクモバイル株式会社		
目的	電気通信業務用		
開設を必要とする理由	申請者は、2GHz帯の周波数を使用したW-CDMA方式による携帯電話サービスを行っているが、携帯電話用小電力レピータを設置し、屋内における携帯電話の圏外の解消を促進することにより携帯電話サービスの向上を図るために開設を必要とする。		
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局		
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W 1967.6MHzから1977.4MHzまでの200kHz間隔の50波 5M00 G7W 2157.6MHzから2167.4MHzまでの200kHz間隔の50波	20mW 4mW	
最大運用数	41万3,200局		
運用開始予定期日	平成20年2月1日		

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙1のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること。（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられ、かつ、現在申請者が使用しているものであり、本件申請に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供する電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。 （特定無線局の開設の根本的基準第2条第1号）	適	本件無線局は、屋内における携帯電話の圏外を解消することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別紙2のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に携帯電話用無線局の開設及び電気通信役務の提供の実績を有することから、本件無線局の開設についても計画を実施するに足る能力を有しているものと認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。 （特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件無線局の開設は、安価かつ迅速に屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、当該目的に照らし、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件無線局の開設は、屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

最大運用数の妥当性

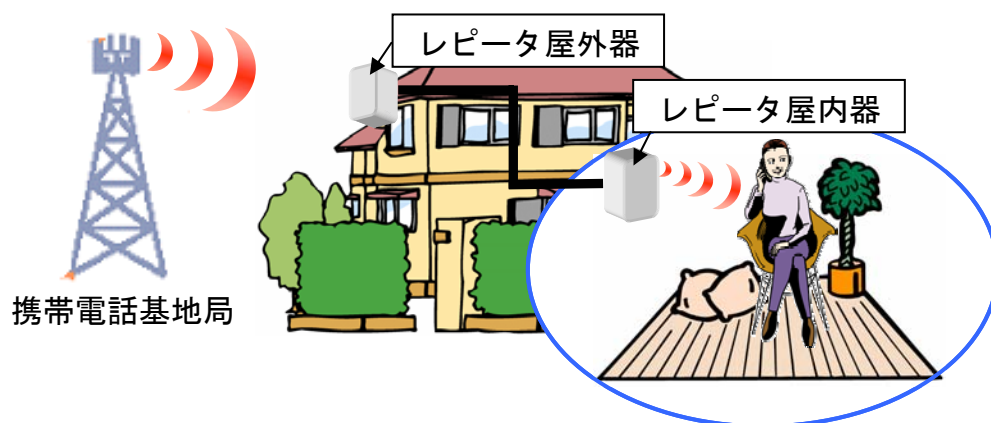
今回申請のあった包括免許の最大運用数は、以下のとおり、収容可能無線局数を下回っており、妥当であると認められる。

	収容可能無線局数 ①	申請のあった最大運用数 ②	適否 ※
北海道総合通信局管内分	130,850	5,700	適
東北総合通信局管内分	165,750	17,400	適
関東総合通信局管内分	467,150	147,700	適
信越総合通信局管内分	80,100	7,200	適
北陸総合通信局管内分	87,850	7,700	適
東海総合通信局管内分	297,700	54,700	適
近畿総合通信局管内分	336,750	85,800	適
中国総合通信局管内分	190,300	19,900	適
四国総合通信局管内分	108,250	7,700	適
九州総合通信局管内分	219,250	53,700	適
沖縄総合通信事務所管内分	16,050	5,700	適
全国合計	2,100,000	413,200	適

※ 判定基準：①>②であること。

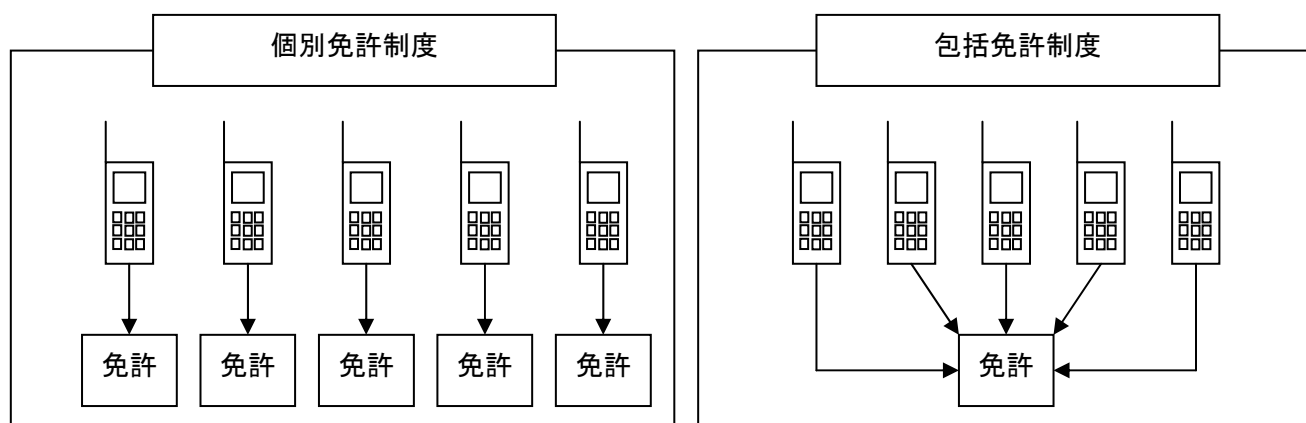
小電力レピータ

- ・ 携帯電話の屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつあるところ。
- ・ 屋内における携帯電話等の圏外の解消を促進するため、小型で小電力のレピータ（小電力レピータ）を導入することにより、携帯電話等事業者が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能。



包括免許制度

携帯電話用小電力レピータや携帯電話端末の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とした制度。（電波法第27条の2他）



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の
子会社に関する特例を定める省令の制定等について

(平成20年1月16日 諮問第6号)

[放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(廣瀬課長補佐、矢部係長)

電話：03-5253-5941

放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定等について

1 経緯等

近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金需要が生じてきたこと、競争の激化等の厳しい経営環境にあって経営のより一層の効率化が必要となってきたこと等、放送事業について様々な課題が生じてきていること等を踏まえ、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）において「マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する」こととされ、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」（座長：塩野宏 東京大学名誉教授）の最終報告（平成18年10月6日公表）において「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義である」旨の提言がなされた。

このような事情を受けて、政府は、第166回国会に提出した「放送法等の一部を改正する法律案」において、認定放送持株会社制度を導入して、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとした。当該法律案は、第168回臨時国会において可決・成立し、平成19年12月28日に公布された。

今回の省令案は、この放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）による改正後の電波法及び放送法（以下「新電波法」又は「新放送法」という。）の委任に基づき、認定放送持株会社制度等に関して、必要な措置を講じるものである。

2 改正の概要

（1）「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定

① 表現の自由享有基準の規定

現在、電波法では、放送局の免許の審査事項として、第7条第2項第4号において「放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること」と規定しており、これに基づき「放送局の開設の根本的基準」（昭和25年電波監理委員会規則第21号）が定められ、この中にいわゆるマスメディア集中排除原則が規定されている。新電波法では、このマスメディア集中排除原則の法的根拠をより明確にするために、従来の第7条第2項第4号とは独立した審

査事項として、新電波法第7条第2項第4号に「総務省令で定める放送による表現の自由享有基準に合致すること」を規定した。

今回、このような新電波法における規定の明確化を受けて、「放送局の開設の根本的基準」のうちのマスメディア集中排除原則に相当する部分を、「放送局に係る表現の自由享有基準」として独立した省令として規定する。

② 「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例

現在、同一放送対象地域における「中波放送」（いわゆるAM放送）と「テレビジョン放送」の兼営は、マスメディア集中排除原則の例外として認められているが、「超短波放送」（いわゆるFM放送）と「テレビジョン放送」の兼営についても同様に可能とする措置を講ずる。

③ 認定放送持株会社制度の導入による規定の整備

新放送法の認定放送持株会社制度の導入を受けて下記（2）の省令を定めることにより、新たに必要となる認定放送持株会社に関する規定の整備等を行う。

（2）「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の制定

新放送法では、認定放送持株会社制度を導入し、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとした。

今回、このような新放送法の規定を受けて、認定放送持株会社の子会社に適用される表現の自由享有基準として、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を定めるものである。

① 認定放送持株会社の子会社に関する特例規定の整備

「放送局に係る表現の自由享有基準」では、原則として放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配すること等を禁止しているが、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」においては、認定放送持株会社が次の条件下において複数の一般放送事業者を子会社とすること等を可能とする。

ア 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が原則重複しないこと

イ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること

ウ 2以上のBSデジタルの委託放送事業者を子会社としないこと

（注）CSデジタルの委託放送事業及び衛星電気通信役務利用放送事業については、現行制度においても子会社化等が可能であり、この規律は同様に適用する。

② 例外規定の適用の考え方

「放送局に係る表現の自由享有基準」において、一の者が複数の放送事業者を支配することを禁止していることに係る例外規定については、認定放送持株会社制度に係る規律に照らし、抵触する又は意義を有しないものを除き、同様に適用する。具体的には、例えば、「経営困難時の複数局支配の特例」は、認定放送持株会社に関して適用しない。

(注) 経営困難時の複数局支配の特例とは、会社更生法若しくは民事再生法の更正若しくは再生の手続開始の決定があった又は、過去2年間債務超過であって債務超過の年度を含めて過去3年間連続して経常損失が生じていた一般放送事業者には、一の者が複数の放送事業者を支配することを可能とする措置をいう。

(3) 放送法施行規則の一部改正

① 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定

新放送法では、認定放送持株会社制度を導入し、「持株会社によるグループ経営」を可能とするため、認定放送持株会社の子会社については表現の自由享有基準を緩和し、認定放送持株会社による地上放送事業者の複数支配を認めることとしたが、他方、認定放送持株会社の株主についてまで表現の自由享有基準の特例を設けることは放送の多元性等の確保の観点から適当ではないため、認定放送持株会社の議決権保有に関し、一定の制限を設け、放送の多元性等の確保を図っている。具体的には、一の者による認定放送持株会社への保有基準割合（10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合）を超える議決権については、それが制限されることとなる（新放送法第52条の35）。

この保有基準割合について、次のように定めるものである。

- ・ 100分の33
- ・ ただし、認定放送持株会社の子会社とする地上放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする放送事業者等 100分の10

② 認定放送持株会社制度の導入による規定の整備

新放送法の認定放送持株会社制度の導入を受けて上記（2）の省令を定めることにより、新たに必要となる認定放送持株会社に関する規定の整備等を行う。

(4) 放送局の開設の根本的基準の一部改正

「放送局の開設の根本的基準」のうち、マスメディア集中排除原則に相当する規定を、上記（1）の省令により定めることに伴い、削除する。

(5) 施行日

放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成20年4月1日予定）から施行する。

制度改正案

1 「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定

(1) 表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）の規定（第1条～第15条関係）

現在、放送局の開設の根本的基準第9条に規定している事項（いわゆるマスメディア集中排除原則）を、「放送局に係る表現の自由享有基準」として規定する。

(2) 「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例（第3条・第4条関係）

現在、同一放送対象地域における「中波放送」（いわゆるAM放送）と「テレビジョン放送」の兼営は、マスメディア集中排除原則の例外として認められているが、「超短波放送」（いわゆるFM放送）と「テレビジョン放送」の兼営についても同様に可能とする措置を講ずる。

(3) 認定放送持株会社制度の導入に伴う規定の整備（第6条、第10条等関係）

① 一般放送事業者及び委託放送事業者に係る特例の規定の整備（第6条、第10条関係）

一般放送事業者及び委託放送事業者に関する経営困難時に係る特例（会社更生法の更正の手續開始の決定、民事再生法の再生の手續開始の決定又は、過去2年間債務超過で当該債務超過の年度を含めて過去3年間連続して経常損失があった放送事業者に対しては、一の者が複数の放送事業者を支配する形態を可能とする特例）については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるため、認定放送持株会社の子会社である一般放送事業者について適用しないこととし、必要な規定の整備を行う。

② 「中波放送又は超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営等の特例の例外（第12条関係）

認定放送持株会社に対する規律を参考として、「中波放送又は超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営等の特例に基づいて複数の一般放送事業者を支配する者を、認定放送持株会社又は一般放送事業者が「支配」（100分の33を超える議決権の保有、一定の役員兼任）する場合には、これらの特例は適用しない。

③ 「支配」の規定の整備（第13条関係）

地上放送事業者等によるBSデジタルの委託放送事業者に対する「支配」について2分の1を超える議決権を有することとする特例は、認定放送持株会社は1のBSデジタルの委託放送事業者を子会社とできることにかんがみ、BSデジタルの委託放送事業者を子会社としている認定放送持株会社に関して適用しない。

④ その他

その他所要の規定の整備を行う。

2 「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の制定

認定放送持株会社の子会社に適用される「放送局に係る表現の自由享有基準」の特例を次のように定める。

① 目的（第1条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」の目的を定める。

② 原則（第2条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」は、原則として放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配すること等を禁止しているが、次の条件に適合する認定放送持株会社の子会社は、原則として放送事業者となれる（放送局を開設することができる）旨の特例を定めることとする。

- ・ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域が重複しないこと
- ・ 子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数（関東・中京・近畿の広域局は、都府県の数）の合計が12以下であること
- ・ 子会社である一般放送事業者は、その子会社として一般放送事業者を有することがないこと
- ・ 2以上のBSデジタルの委託放送事業者を子会社としないこと
- ・ 子会社である委託放送事業者が用いるトランスポンダが2を超えないこと
- ・ 子会社である委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者が用いるトランスポンダが6を超えないこと
- ・ 子会社でない一般放送事業者と一定の役員の兼任をしていないこと

③ 「中波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例等（第3条～第9条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」における放送事業者を支配する者が他の放送事業者を支配することを禁止すること等の原則に対する特例のうち、認定放送持株会社に関しても適用することが適当なものについて規定する。

ア 「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例等（第3条・第4条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営の特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が「中波放送」又は「超短波放送」と「テレビジョン放送」の双方の放送局を開設できる。

イ ローカル局の連続放送対象地域に係る特例（第5条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「ローカル局の連続放送対象地域に係る特例」を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が複数のローカル局の放送対象地域においてテレビジョン放送の放送局を開設できる。

ウ 中継局に係る特例（第6条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「中継局に係る特例」を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社である一般放送事業者が中継局を開設できる。

エ コミュニティ放送局に係る特例（第7条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、コミュニティ放送に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば一の子会社が同一市町村において複数のコミュニティ放送の放送局を開設できる。

オ 放送の普及等に係る特例（第8条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、放送の普及等に係る特例を規定する。

カ 受託内外放送に係る委託放送業務に係る特例（第9条）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、受託内外放送に係る委託放送業務に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社である受託内外放送に係る委託放送業務を行う委託放送事業者が地上放送の放送局の再免許を受けることができる。

注 一般放送事業者に関する経営困難時に係る特例については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるため、認定放送持株会社に関して適用しない。

④ 「支配」（第10条）

認定放送持株会社の子会社についても、認定放送持株会社との関係以外の関係においては「支配」について規律されることから、「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、「支配」についてを規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、例えば子会社間の関係が規律される。

⑤ 中波放送及び超短波放送に係る準用（第11条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、ローカル局の連続放送対象地域に係る特例等を、中波放送及び超短波放送に準用する。

⑥ 審議機関の委員（第12条関係）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、審議機関の委員の要件を規定する。なお、「出資者」及び「役員」については、認定放送持株会社の子会社に適用されることを勘案して、規定しない。

⑦ CSデジタルの委託放送等に係る特例（附則第2項、第3項）

「放送局に係る表現の自由享有基準」と同様に、CSデジタルの委託放送等に係る特例を規定する。これにより、認定放送持株会社の子会社についてこの規定が適用されることとなり、子会社であるCSデジタルの委託放送を行う委託放送事業者が地上放送の放送局の再免許を受けることができる。

3 放送法施行規則の一部改正

(1) 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定(第17条の28の3関係)

放送の多元性等を確保するため、現行のマスメディア集中排除原則における支配の基準を参考として、認定放送持株会社の議決権の保有制限に係る保有基準割合を次のように定める。(第17条の28の3関係)

① 100分の33

② ただし、認定放送持株会社の株主又はその特別関係者が次のいずれかに該当する場合 100分の10

ア 認定放送持株会社が子会社とする地上系一般放送事業者と重複する放送対象地域をその放送対象地域とする地上系一般地上放送事業者(特別地上系一般放送事業者)である場合

イ 特別地上系一般放送事業者を支配(注)する者である場合

(注) 議決権の10分の1超の保有等の行為。

(2) 認定放送持株会社制度の導入に伴う規定の整備(第17条の8関係)

① BSデジタル委託放送業務に関する特例の適用(第17条の8第2項第1号)

地上放送事業者の支配関係者以外の者に適用されているBSデジタル委託放送業務に関する特例(テレビジョン放送の場合2分の1中継器、超短波放送の場合24分の1中継器、データ放送の場合16分の1中継器)に関し、認定放送持株会社の子会社であるBSデジタルの委託放送事業者についても適用する。

② 経営困難時の特例の適用除外(第17条の8第3項)

委託放送事業者に関する経営困難時に係る特例については、認定放送持株会社の制度内で措置を講ずることができるため、認定放送持株会社に関して適用しないこととする。

③ 地上放送事業者及び地上放送事業者を支配する者によるBSデジタルの委託放送事業者の支配基準の特例の適用除外(第17条の8第6項第1号)

地上放送事業者等によるBSデジタルの委託放送事業者に対する「支配」とは2分の1を超える議決権を有することとする特例については、認定放送持株会社が1のBSデジタルの委託放送事業者を子会社とできることをかんがみ、BSデジタルの委託放送事業者を子会社としている認定放送持株会社に関して適用しない。

4 放送局の開設の根本的基準の一部改正(第9条等関係)

放送局の開設の根本的基準第9条(マスメディア集中排除原則)を、放送局に係る表現の自由享有基準として規定することに伴い、本省令から削除するとともに、第4条等の規定を整備する。

5 施行期日

放送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成20年4月1日予定)から施行する。

参考資料

1	今回措置する省令の全体像	1
2	表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）に関する措置の概要	2
3	認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置の概要	3
4	認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定について	5
	（参考1）現行のマスメディア集中排除原則の基本的考え方	7
	（参考2）放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）により 改正された電波法及び放送法の関連規定	9
	（参考3）デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 最終報告 （H18.10.6）（抜粋）	10

平成20年1月

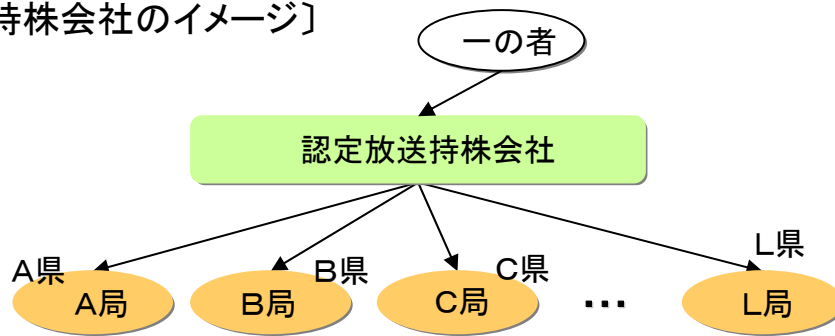
1 今回措置する省令の全体像

放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号)の施行に伴い、表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の規定を中心に、関係省令を整備する。

〔省令の全体像〕

	今回措置をする関係省令			
	「放送局に係る表現の自由享有基準」の制定	認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の制定	放送法施行規則の一部改正	放送局の開設の根本的基準の一部改正
1 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に関する措置 ● 電波法における委任根拠の明確化に伴い、現行の総務省令である「放送局の開設の根本的基準」第9条(いわゆるマスメディア集中排除原則)の部分を独立させ、これを「放送局に係る表現の自由享有基準」として定める。 ● 上記の措置に併せて「超短波放送」と「テレビジョン放送」の兼営を可能とする。	新たに制定			(規定の整備) ※既存のマス排の削除
2 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置 ● 認定放送持株会社制度の導入に伴い、認定放送持株会社の子会社であることを勘案して、それに適用される表現の自由享有基準として、「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を規定する。	(規定の整備)	新たに制定	(規定の整備)	
3 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定 ● 認定放送持株会社制度の導入に伴い、放送法施行規則に、認定放送持株会社に係る保有基準割合を規定する。			新たに規定	

〔認定放送持株会社のイメージ〕



保有基準割合までの議決権行使(放送法第52条の35)(上記3関係)

認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置
(放送法第52条の33)(上記2関係)

2 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)に関する措置の概要

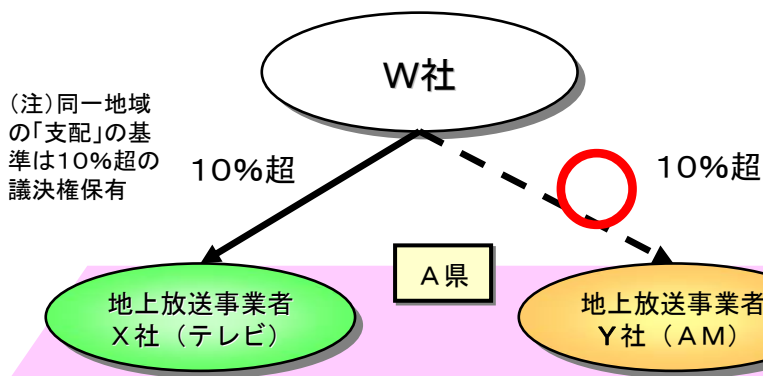
新たな総務省令として、「放送局に係る表現の自由享有基準」を制定する。(電波法第7条第2項第4号関連)

- 「表現の自由享有基準」として、「放送局の開設の根本的基準」第9条を独立させる(次の事項を除き、原則として現行と同様の内容を定める。)
- 同一放送対象地域における「FMラジオ(コミュニティFMを含む。)&テレビの兼営」を、現行の「AMラジオ&テレビの兼営」と同様に認める(「新聞・FM・テレビ」の同時支配も、「新聞・AM・テレビ」の場合と同様に「三事業支配」として原則禁止。)

(注) 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会 最終報告(H18.10.6)」の提言事項。

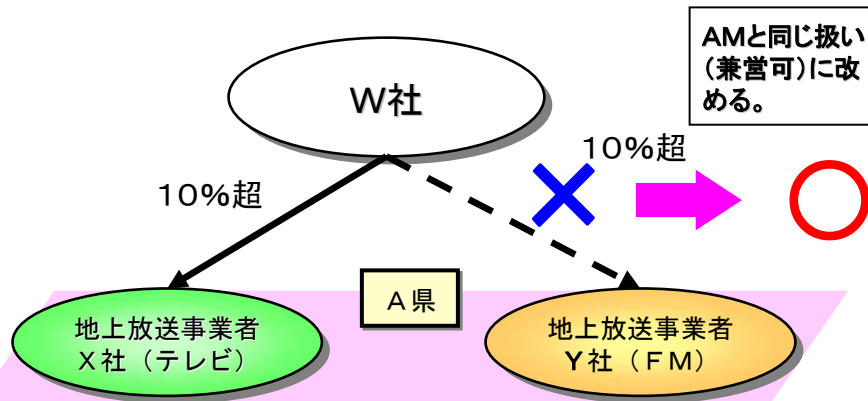
〔現行制度〕

- 同一地域でのAMラジオ&テレビの兼営は現在可



A県において、テレビ局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ局であるY社を支配できる。

- 同一地域でのFMラジオ&テレビの兼営は現在不可



A県において、テレビ局であるX社を支配しているW社は、FMラジオ局であるY社を支配できない。
⇒ 支配できるように改める。

3 認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める措置の概要

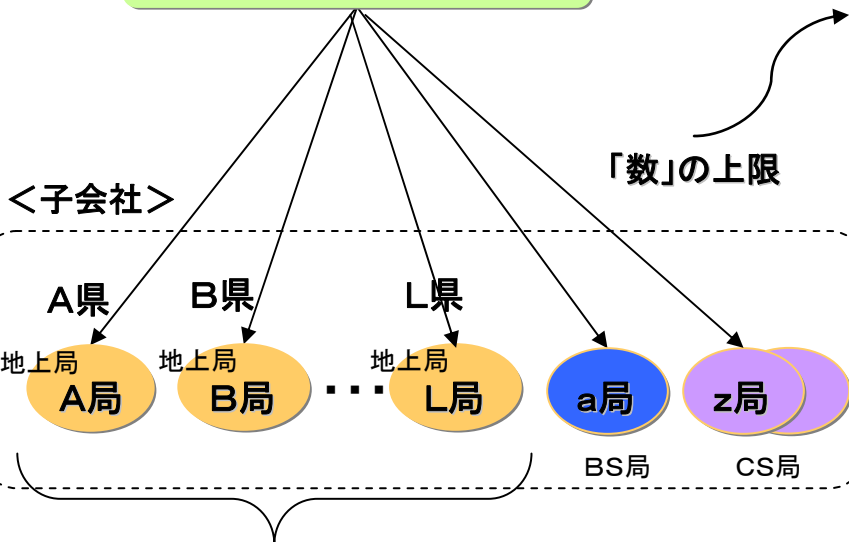
新たな省令として、認定放送持株会社の子会社に適用される「放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」を制定する。（電波法第7条第2項第4号及び放送法第52条の33関連）

- 認定放送持株会社とその子会社との関係では、放送局に係る表現の自由享有基準の適用を緩和し、認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できる（その子会社が他の放送事業者を支配すること等は緩和しない。）。
- その他の点については、原則、現行の規律を維持する。
- 現行の「特例的緩和措置」については、認定放送持株会社制度の趣旨に抵触等するものを除き、原則適用する。

<例>

- ① ラテ兼営の特例、ローカル局の合併・支配の緩和特例（例：九州各県の7局は合併可等）により、持株会社の子会社相互間の合併等を認める。
- ② 平成15年に定められた経営破綻の場合の特例は適用しない。

認定放送持株会社



原則として、放送対象地域が異なる子会社のみを許容

地上局

- **12局を上限とする**（キー局等の「広域局」は都府県数で計算（関東7、近畿6、中京3））
- ※ この数の範囲内であっても、放送対象地域が重なる複数局を子会社とすることは原則として不可。
- ※ 「ラジオ・テレビ兼営」の場合には、「1社2免許」「2社が各1免許」のいずれの場合も「1局」とカウントする。

BS局

- BS局は、地上局(12局)と別カウントとし、1局までとする

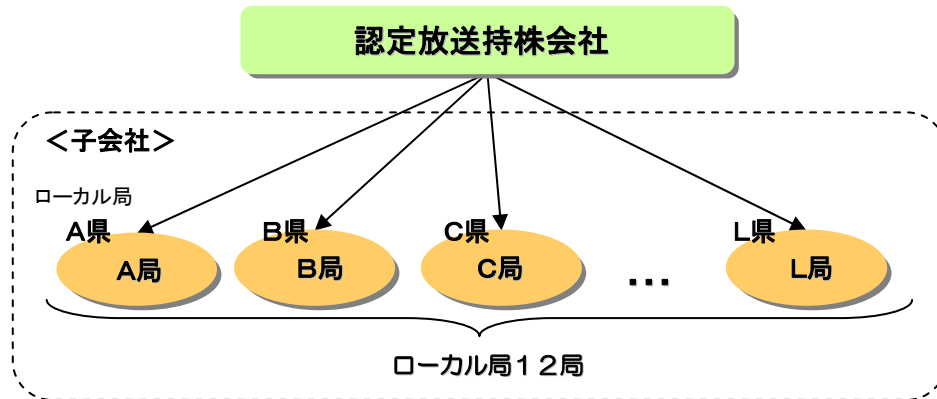
CS局

- CS局は、地上局(12局)と別カウントとし、現行制度を維持。
（原則、最大2トラポン(SDで12ch相当)までとし、事業者数は問わない。）

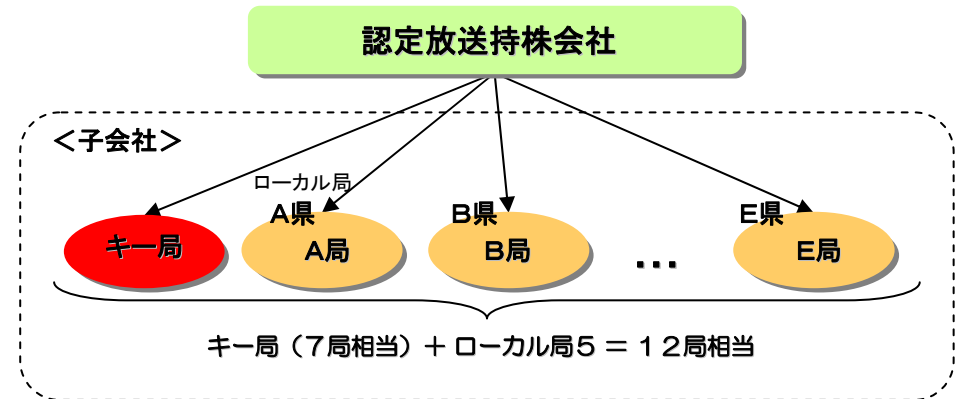
(参考)「認定放送持株会社」のイメージ

● 地上局のみの場合

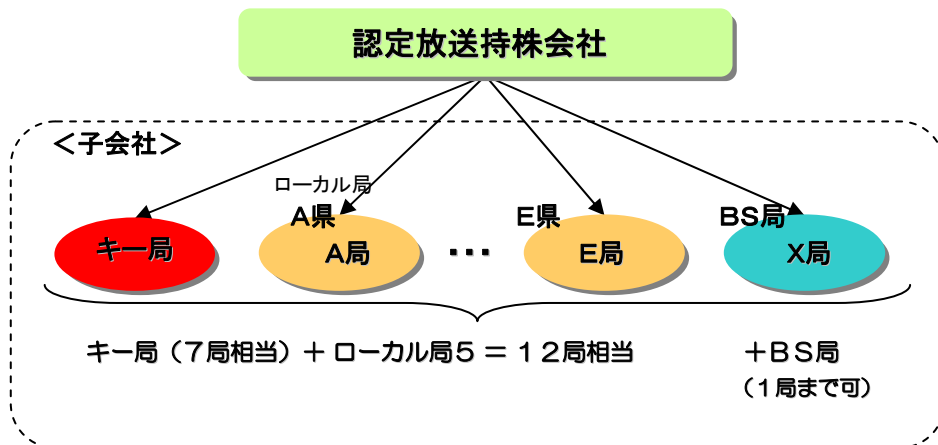
(1) すべてローカル局の場合



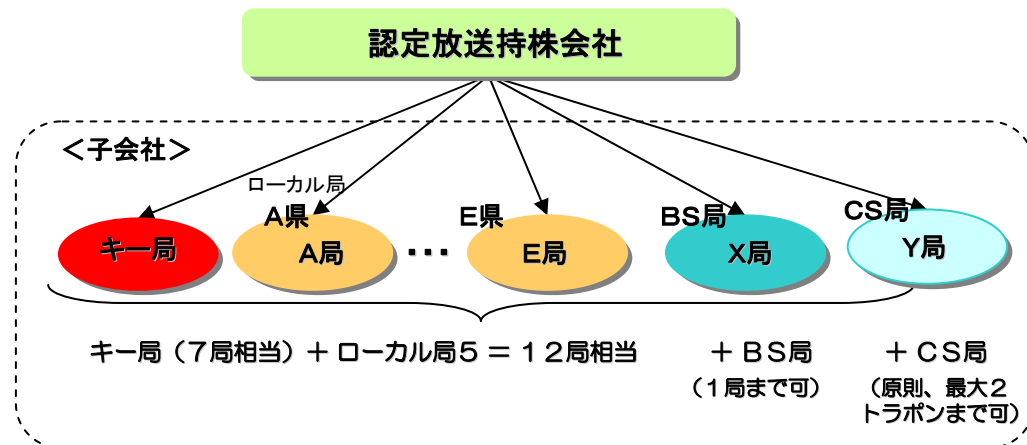
(2) キー局を含む場合



● BS局を含む場合



● CS局等を含む場合



4 認定放送持株会社の議決権に関する保有基準割合の設定について

「一の者」(その「特別の関係」にある者を含む。)による認定放送持株会社の議決権保有について、「10分の1以上3分の1未満の範囲内で総務省令で定める割合(保有基準割合)」を超える議決権を制限。
(放送法第52条の35関連)

<保有基準割合>

【放送法施行規則第17条の28の3】

① 33%とする。 【第1項本文】

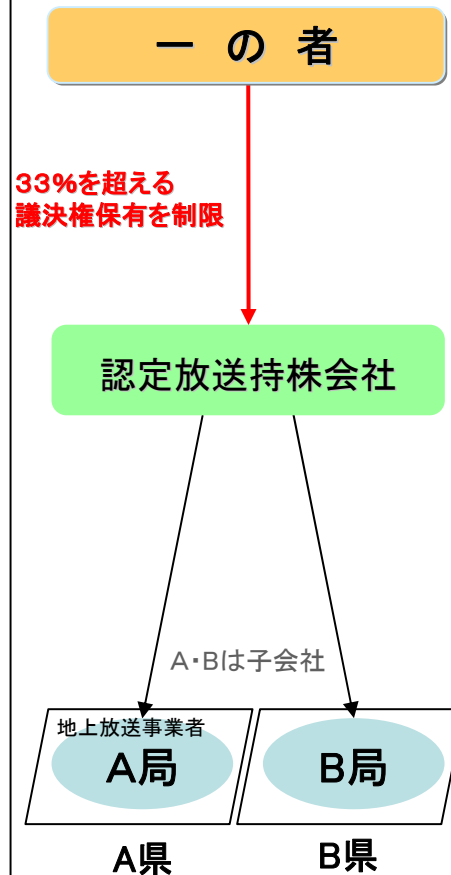
② ただし、次の場合には、10%とする。
【第1項ただし書き】

○「一の者」が、

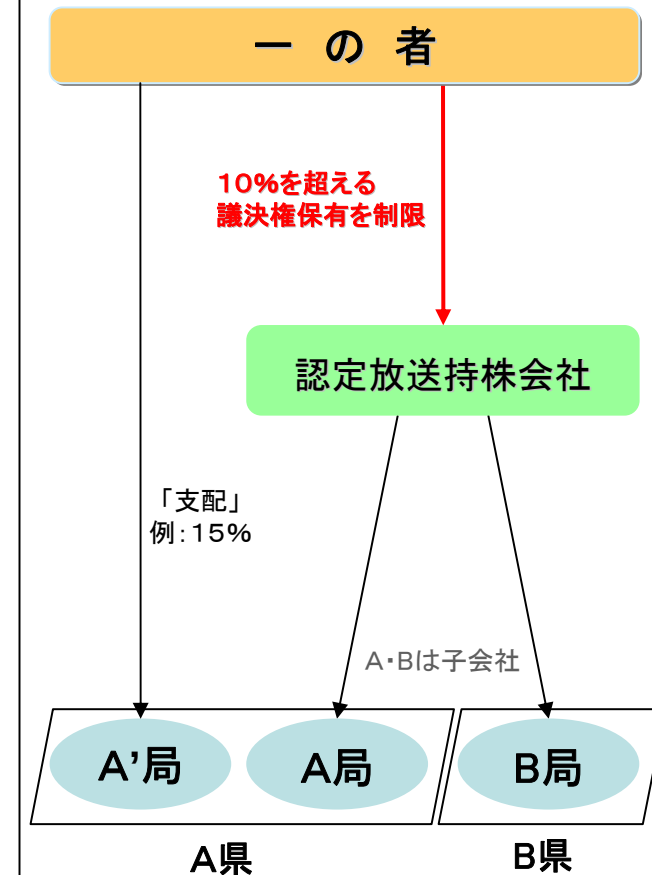
- ・ 認定放送持株会社の子会社と同じ地域(県等)の地上放送事業者である場合
- ・ 上記の地上放送事業者を支配(注)する者である場合

(注) 同一地域の地上放送事業者への「支配」の基準は、10%超の議決権保有

①の例



②の例



(参考)「特別の関係」の範囲について

「特別の関係」

「一の者」が保有基準割合を超えて議決権を有するか否かを判断する際に、合算の対象となる「特別の関係」にある者の範囲は、法人・団体の親子関係・兄弟関係等とする。

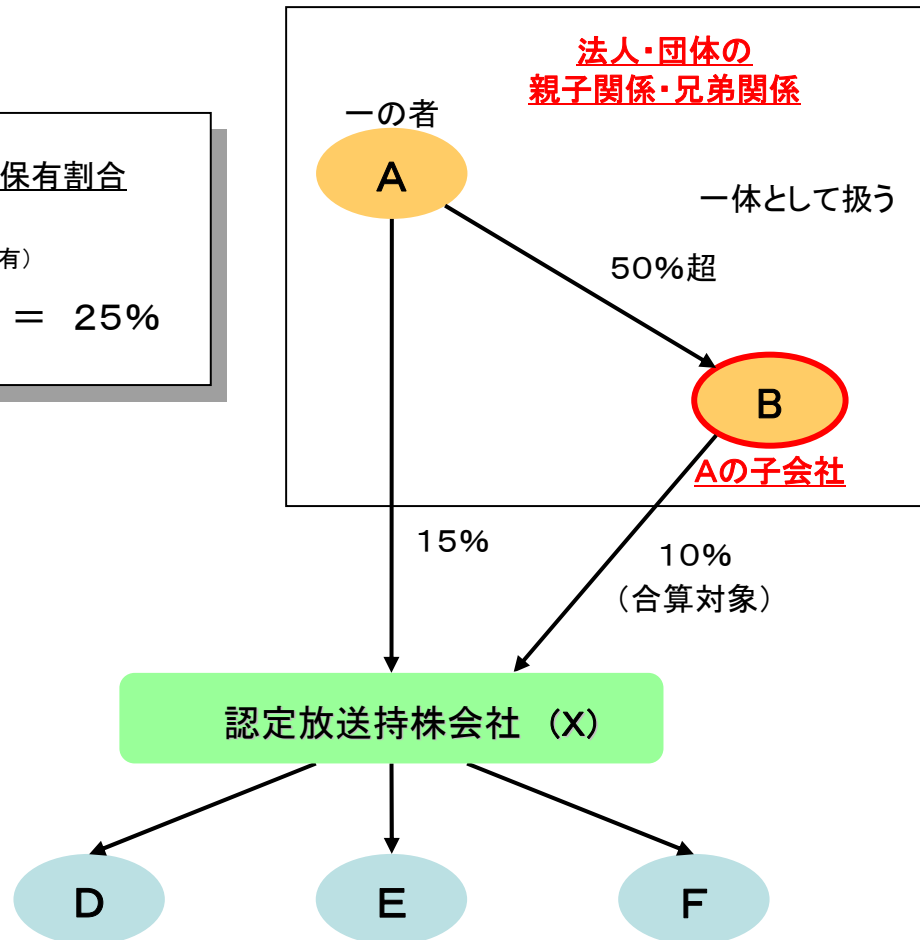
※ 孫法人・団体は子法人・団体とみなす。

<例>

Aによる議決権保有割合

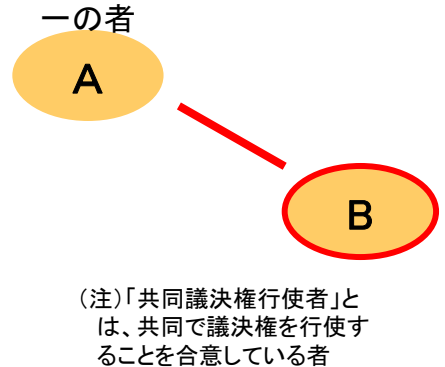
(直接保有) (Bを通じた保有)

$$15\% + 10\% = 25\%$$

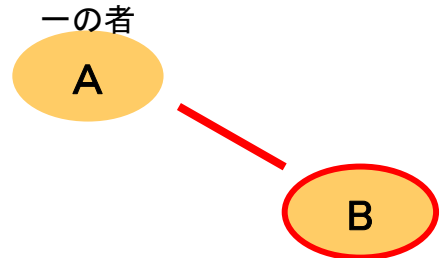


<その他の「特別の関係」>

共同議決権行使者(注)の関係



夫婦の関係



(参考1) 現行のマスメディア集中排除原則の基本的考え方

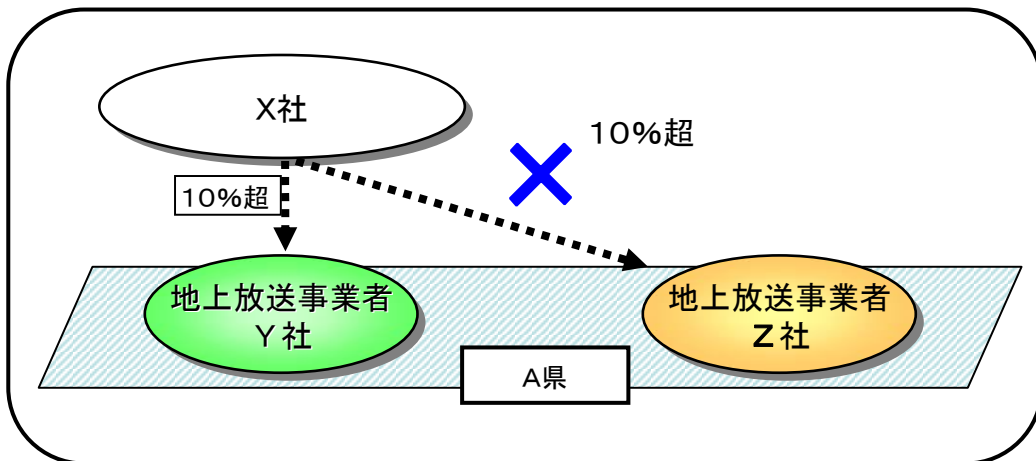
「マスメディア集中排除原則」とは

⇒ 原則、一の者が2以上の放送事業者を「所有」又は「支配」できない。

① 議決権による「支配」

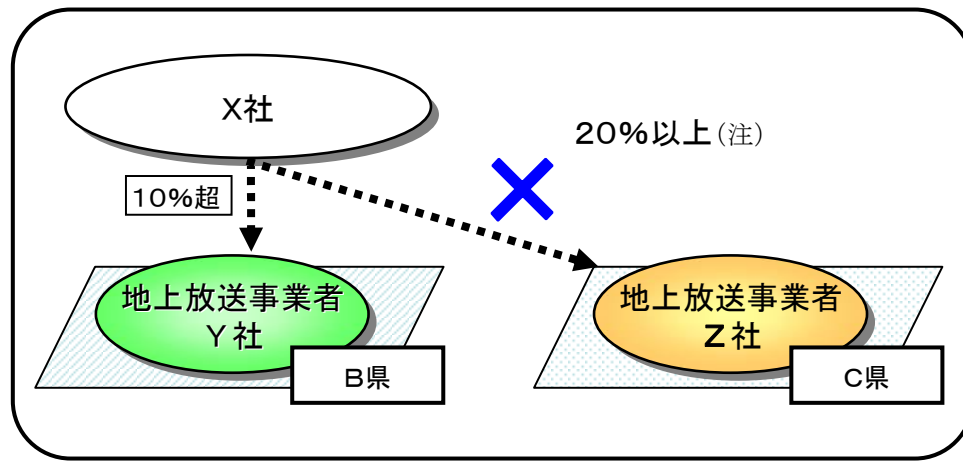
- 放送対象地域が重複する場合 … 10%超
 - “ ” 重複しない場合 … 20%以上
- } の議決権保有を「支配」として禁止

<放送対象地域が重複する場合>



A県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、同一県内のZ社の議決権を10%を超えて保有できない。

<重複しない場合>

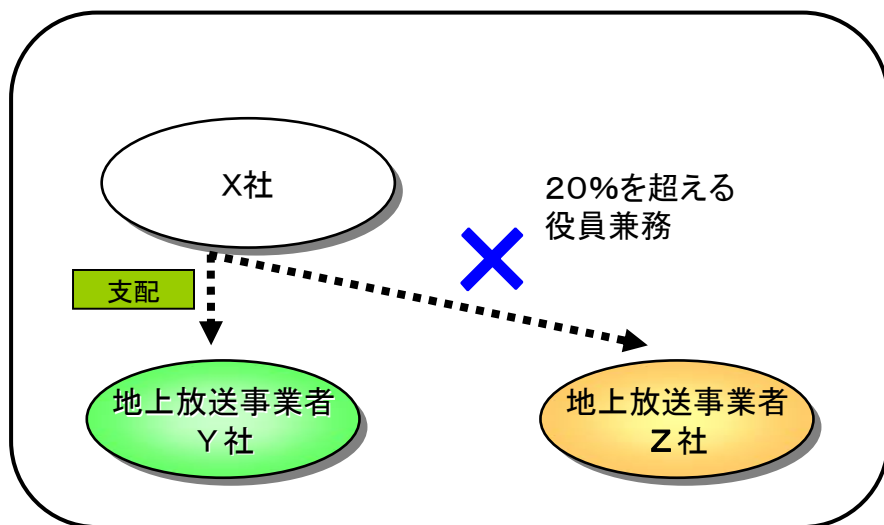


B県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、C県のZ社の議決権を20%以上保有できない。

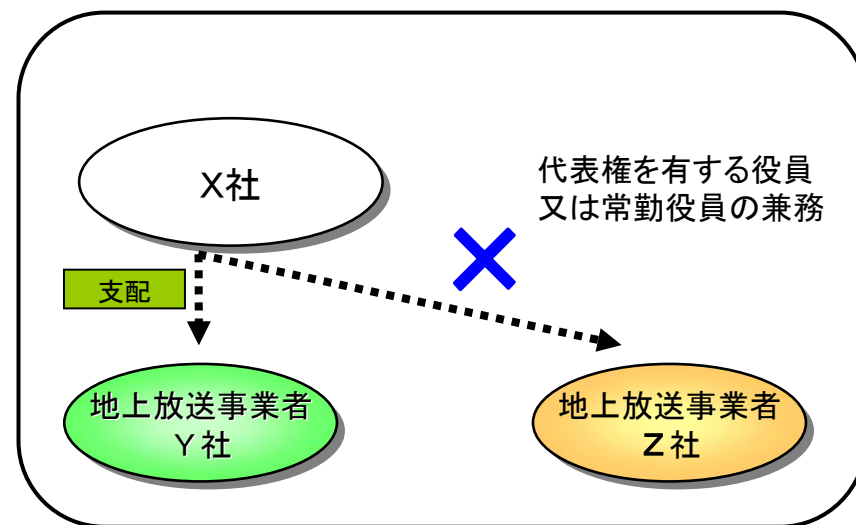
(注) ただし、B県とC県が隣接している場合は、「3分の1以上」の議決権保有が禁止(7地域までに限る)。

② 「役員」の兼務による「支配」

- 20%を超える役員兼務
 - 代表権を有する役員、又は、常勤役員の兼務
- を「支配」として禁止



X社がY社を支配している場合、X社の役員は、Z社の役員を20%を超えて兼務することができない。



X社がY社を支配している場合、X社の代表権を有する役員又は常勤役員は、Z社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

(参考2)放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号)により改正された電波法及び放送法の関連規定

◎ 電波法(昭和25年法律第131号)

(申請の審査)

第七条 (略)

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に対し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

◎ 放送法(昭和25年法律第132号)

(認定)

第五十二条の三十 二以上の一般放送事業者(当該二以上の一般放送事業者に一以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。))が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2～4 (略)

(電波法の特例)

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社に係る放送」と、「(放送」とあるのは「(認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送」とする。

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有し、又は有するものとみなされる株式(その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に記載され、又は記録されているものが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

第2章 マスメディア集中排除原則の基本的考え方

2 マスメディア集中排除原則の見直し

(3) テレビジョン放送とFM放送の兼営

ア テレビジョンとAM放送の兼営を認めた経緯

同一地域におけるテレビジョン放送とAM放送の兼営はマスメディア集中排除原則の例外として認められている。これは、テレビジョン放送開始当時、既に放送を行っていたAM放送事業者の参入や支援により、その事業の普及発展を図ろうとしたという歴史的経緯によるものである。その後、昭和44年にFM放送が開始されたが、その際にはこのような必要がなかったことから、原則どおり、テレビジョン放送とFM放送の兼営は同一地域における複数局支配として扱い、これを禁止した。

これについて、マスメディア集中排除原則の違反事例が明らかになった際、テレビジョン放送とFM放送の兼営についても、AM放送と同様、マスメディア集中排除原則の例外を認めるべきではないかとの指摘があった。

イ テレビジョン放送とFM放送の兼営の是非

テレビジョン放送とAM放送の兼営は、これまで長期にわたり行われてきたが、放送の多元性や多様性等の関係で、特段の問題は認められていない。また、視聴者からみた場合、テレビとラジオとではメディア特性が大きく異なる一方で、AM放送とFM放送については、音質や届く範囲に若干の相違はあるものの、制度的に異なった取扱いをするほどの違いはないものと考えられる。

このため、同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を認めることにより問題が生ずることは考えにくく、これを新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当と考えられる。

ウ 三事業支配におけるFM放送の扱い

同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を認める場合、「テレビ・FM・新聞」の三事業支配の扱いが問題となる。

この点については、AM放送とFM放送との相違が基本的でないことから、「テレビ・FM・新聞」の三事業支配については、「テレビ・AM・新聞」の三事業支配と同様に、原則禁止・例外許容として扱うことが適当と考えられる。

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年1月16日

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送用周波数使用計画
及び放送普及基本計画の各一部変更案について
(平成20年1月16日 諮問第7号)

[平成20年放送局の一斉再免許に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局地上放送課

(遠藤課長補佐、竹村係長、数永係長、今井係長)

電話：03-5253-5793

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報通信政策局放送技術課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

1 改正の背景

日本放送協会、放送大学学園及び一般放送事業者（以下「放送事業者」という。）が開設している放送局（放送衛星局を含む。）は、本年10月31日をもって免許の有効期間が満了する。これに伴い、放送事業者は、現在開設している放送局に係る再免許申請を無線局免許手続規則第17条に規定する期間（本年の再免許申請については、平成20年5月1日～7月31日まで）において、再免許申請書類の提出をもって行うこととなる。

本年の再免許がこれまでの再免許と大きく異なる点は、以下の点である。

（1）地上・BSアナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮

地上アナログテレビジョン放送については、再免許後の免許の有効期間（平成20年11月1日～平成25年10月31日）中において、地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送に完全移行が予定されており、地上アナログテレビジョン放送が平成23年7月24日までに終了することとされているため、地上アナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮を行う。

BSアナログテレビジョン放送についても、これと同様に、再免許後の免許の有効期間（平成20年11月1日～平成25年10月31日）中の平成23年までに終了することとされているところ、地上アナログテレビジョン放送と異なり、具体的な終了期日までは定められていなかったため、今般、終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすることを決定した上で、地上アナログテレビジョン放送と同様に、免許の有効期間の短縮を行う。

（2）地上系放送局に係る新規事業者の公募、比較審査方式の導入

地上系放送局の免許に関し、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）」において、地上波放送における競争の促進という観点から、再免許手続の所要の整備を行い平成20年の再免許から実施することとされたことを受け、①新規事業者の公募、②より明確で透明性の高い比較審査方式の導入等を行う。

これらのことから、電波法施行規則並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画について一部改正することとした。

2 諮問の内容

(1) 電波法施行規則の一部改正関係

ア 免許の有効期間の短縮（平成23年7月24日まで）

地上・BSアナログテレビジョン放送に係る再免許の有効期間の短縮
（電波法施行規則第9条）

イ 地上系放送局に係る再免許及び新免許を受付ける旨の公示（申請受付期間： 平成20年5月1日～7月31日）

地上系放送局の再免許に関し、公示する期間内に申請することを要すること
とするため、改正を行うもの
（電波法施行規則第6条の4第10号）

※ 申請受付期間は、現行規定において「免許有効期間満了前3か月以上6か月を超え
ない期間」と規定（無線局免許手続規則第17条第1項）

ウ 衛星系放送局に係る公示手続の一部簡素化等

公示手続を経て開設された無線局が開設されている人工衛星に放送局を開
設する場合、公示手続の対象外とするもの
（電波法施行規則第6条の4第9号）

※ 本件は平成20年放送局一斉再免許とは直接の関係がない改正事項であるが、上記
イの制度整備に併せて、規制の合理化を図るものである。

(2) 放送普及基本計画の一部変更関係

ア 地上放送関係

① 総論

A デジタル放送への移行期日の明記（平成23年7月24日）

B デジタル放送をアナログ放送より先に規定（アナログ中心からデジタル中
心）

② デジタル放送に関する規定

A 平成22年までにアナログ放送と同等地域においてデジタル放送が受信
できるようにする

B デジタル放送への全面移行を促すようなデジタル技術の特性を生かした
放送をできる限り多く行う

（現行：高精細度テレビジョン放送を中心に、デジタル放送の特性を生かし

た放送を行う)

③ アナログ放送に関する規定

アナログ放送の終了期日の明記(平成23年7月24日)

イ 衛星放送関係

BSアナログテレビジョン放送の終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすること等

(3) 放送用周波数使用計画の一部変更関係

上記(2)イの変更に伴う規定の整備等

3 参考

2の諮問内容と併せてパブリックコメントを実施する改正内容は、以下のとおり。

第1 放送法施行規則の一部改正

地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に伴う放送区分の改正等
のため、改正を行うもの

第2 無線局免許手続規則の一部改正

地上テレビジョン放送を行う放送局の放送番組表及び他から供給を受ける
放送番組の時間帯の記載について、改正を行うもの

第3 電波法関係審査基準の一部改正

- 1 比較審査を行うこと及びその比較審査基準の明記（第3条(13)）
- 2 比較審査基準の具体的項目（別添5「地上系による放送局に係る比較審査基準」）
 - （1）事業実施の確実性（デジタルと同じ）
 - （2）放送対象地域内の世帯カバー率（デジタルと同じ）
 - （3）視聴覚障害者への配慮（デジタルと同じ）
 - （4）災害放送への対応（デジタルと同じ）
 - （5）放送の公正かつ能率的な普及
 - ① ローカル番組比率（デジタルと同じ）
 - ② 予備免許後の早期の放送開始（新規免許のみの項目）
- 3 評価基準及び評価点（別添5「地上系による放送局に係る比較審査基準」）

第4 地上デジタルテレビジョン放送局の免許及び再免許方針

- 1 適用の範囲（免許方針第1項）
- 2 免許の基本的要件（免許方針第2項）
 - （1）免許主体
アナログ放送も併せて行う者
 - （2）放送局の要件
新たな免許申請にあっては、予備免許後1年以内に親局から放送
- 3 デジタル放送の普及への適合性（免許方針第3項）
 - （1）デジタル放送への全面移行を促すような放送
ピュアハイビジョン放送やマルチ編成をできるだけ多く行うこと

(2) 中継局の置局計画

既存アナログ放送と同等の区域において、平成22年12月までにデジタル放送の受信が可能となる計画を有していること

- ① 中継局ロードマップに記載されている中継局を平成22年12月までに整備する計画を有していること
- ② 中継局の整備だけでは、既設アナログ放送と同等の区域をカバーすることができないため、共聴施設、ケーブルテレビ等他の代替手段も活用する場合には、それらの代替手段についての整備計画を有していること
- ③ 上記①、②によっても、なお、受信困難地域が残る場合における中継局の整備等に向けた努力

(3) 混信妨害排除のための取組

4 デジタル放送において比較審査を行うこと及び基準の明記

(免許方針第4項)

5 比較審査になった場合の追加資料の提出

申請の審査のため、電波法第7条第6項に基づき追加資料の提出を求める

(免許方針第4項)

6 免許の条件(免許方針第5項関係)

(1) リパック・チャンネル中継局に係る変更申請処理期限

周波数の使用期限を平成24年7月24日とし、平成24年1月24日までに変更許可手続を完了すること

(2) 中継局整備計画

免許申請時において、平成22年12月までに中継局を整備する計画を有することが困難な場合には、できるだけ早期に、遅くとも平成22年4月1日までに計画を再度提出し、公表すること

7 免許及び再免許に当たっての要望(免許方針第6項)

- (1) ピュアハイビジョン放送やマルチ編成をできるだけ多く行うこと
- (2) 既存アナログ放送と同等の区域において、平成22年12月までにデジタル放送の受信を可能とするための中継局等を整備すること
- (3) 字幕放送、解説放送をできるだけ多く行うこと
- (4) 災害放送への対応(予備電源装置の整備)

8 比較審査基準の具体的項目(免許方針別紙)

(1) 事業実施の確実性(アナログと同じ)

- ① 資金計画等財政的基礎
- ② 送出系設備、制作系設備の整備状況

- ③ 放送番組の制作体制、調達体制の確実性
 - (2) 放送対象地域の世帯カバー率
放送波での直接受信のカバー率
 - (3) 視聴覚障害者への配慮（アナログと同じ）
字幕放送、解説放送等の実施状況
 - (4) 災害放送への対応（アナログと同じ）
予備電源装置の整備状況
 - (5) 放送の公正かつ能率的な普及
 - ① ローカル番組比率（アナログと同じ）
 - ② デジタル混信対策（デジタル放送のみ）
 - ③ デジタル技術の特性を生かした放送（デジタル放送のみ）
- 8 評価基準及び評価点（免許方針別表）

第5 地上アナログテレビジョン放送局の免許及び再免許方針関係

- 1 適用の範囲（免許方針第1項）
- 2 免許の基本的要件（免許方針第2項）
 - (1) 免許主体
デジタル放送も併せて行う者
 - (2) マスメディア集中排除原則の適用除外

地上アナログテレビ放送をマスメディア集中排除原則の適用除外とする
- 3 デジタル放送の普及への取組み（免許方針第3項関連）
アナログ放送終了に向けた視聴者周知についての計画（終了スーパー挿入等）
- 4 免許及び再免許の有効期限（免許方針第4項）
有効期限は平成23年7月24日まで

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）

平成 18 年 3 月 31 日
閣 議 決 定

について、その経費が明らかになる程度にまで詳細に、視聴者・国民に公表する。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっており、NHKにおいて、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進する。(Ⅲ I Tウ 30 c)

④ 公共放送の在り方の検討【平成 18 年度検討・早期に結論】

デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成 18 年度早期に一定の結論を得る。

その際、BS デジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において「NHK の BS デジタル放送に関し、NHK に期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BS アナログ放送と BS デジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。(Ⅲ I Tウ 30 d)

(2) 地上波放送における競争の促進

① 地上波放送局の再免許手続の厳格化等

放送局の再免許は、免許の有効期間を延長する更新の場合とは異なり、制度的には新規事業者が免許申請をすることが可能である。また、審査基準等も電波法等の法令等で公表されている。他方、直近の平成 15 年の再免許時には、民放 193 社の放送局 228 局に対して再免許が行われたが、既存事業者以外の者からの新たな免許申請はなかった。

このような現状にかんがみ、地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。【平成 18 年度措置】(Ⅲ I Tウ 32 a (a))

なお、デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯（チャンネル）の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。【平成 18 年度以降逐次検討、デジタル放送への完全移行まで

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)のフォローアップ結果(平成19年3月31日)

4 IT関係

ウ IT利活用の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容		実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	平成16年度	平成17年度	平成18年度		
32 地上波放送における競争の促進 (総務省)	a 地上波放送局の再免許手続の厳格化等 (a) 地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。			措置	(総務省) より明確で透明性の高い比較審査方式の導入については、第166回通常国会に提出中の「放送法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた内容を反映させる必要があり、同法案の成立後すみやかに整備する。 なお、新規事業者の公募及び決定の結果等の公表は次の再免許時である、平成20年の再免許から実施予定。	